

者の輸送力増強の工事といふものの中内容は、たとえば車両を増強する、車両を増強いたしまして列車の編成両を長くする、あるいは列車回数を増強する、あるいはそのために必要なホームの長さの一有効長と申しますか、有効長の延伸をするとか、あるいはそのための必要な変電所の設備、容量を増加するとか、信号機の数をふやすとか、そういう性格の工事を実はやってきたわけでござります。これによりまして私鉄の輸送力はかなり増強されるわけでございますが、増大する通勤通学輸送需要といふものは非常に大きいものでござりますために、したがつて、こういったような性格の輸送力増強工事ではなかなかこれが対処しきれないというこになりましたして、今後は、基礎的な私鉄の増強、たとえば従来單線でございましたものを複々線化するとか、新たにできた大規模ニュータウンというものに対する新線を敷くとか、あるいは都心の地下鉄といふものに直通するような線路を建設するといふような、非常に基幹的な線路の増強といふものが必要となつてしまつたわけでございますが、そういう基幹的な輸送力の増強工事につきましては、従来の私鉄のやつておった輸送力増強工事の力ではなかなか十分ではないということでございまして、そういう意味で、今回の事業団をつくりまして、そしてそういう基幹的な輸送施設といふものをつくつていこうじやないかというふうに考えたわけでございます。そのためには、責任を明らかにし、そしてこれを推進するために新たな事業団の構想といふものをつくるてやろうということになつたわけでございますが、ただいま大臣から申し上げましたように、行政簡素化の見地等からいたしまして、新規の公団をつくるといふことが適當ではないといふことで、従来からある鉄道建設公団の中に私鉄関係の部門といふのを置きましたして、これによつて建設を促進しようといふことござります。したがいまして、従来の事業団構想と今回の鉄道建設公団で行なう構想といふものは基本的には違ひません。本質的には相違はございません。

○田淵哲也君 それからもう一つの考え方として、公団が新線なりあるいは改良工事をやつて、それを私鉄に譲渡するということでありますけれども、実質的には、金融面のメリット、あるいは金利に対する補給、あるいは償還期限のワクが非常に長期である、そういう面だらうと思いますけれども、これを鉄道建設公団がやらずに私鉄に対する特別の金融措置を講ずるということでも結果としては同じではないかという気もするわけですけれども、こういう貸し付け方式と、今回の二つを比較した場合、利点、欠点といふものを説明願いたいと思います。

○政府委員(山口真弘君) 従来、私鉄の工事につきましては、原則として自己資金によって、銀行その他から借り入れ等待つてやつたわけでございましたが、これにつきましては、従来開発銀行からの融資といふ公的な助成方法がございまして、一ヶ月から借入金によって工事を行なつてきたわけでございましたが、非常に苦しいわけでございます。そこで、今回この公団構想によりましてその問題をひとつの解決をするために、建設した資産と、その間の、非常に苦しむのが圧迫をされるといふことのないようにして、たゞ三つの点がこの公団によるところの大きなメリットじやないかと思うところでございます。

そこで、従来の通常の金融の方式といふことにいたすということを考えましたゆえんはいろいろ実はあるわけでございますが、一つは、ただいま申し上げました主として三つの点が、先生の御指摘がございましたように、鉄道の建設は非常に巨額の工事費を必要とする。そこで、その巨額の工事費を必要とする場合に、私鉄自体の資金調達能力といふものと直接の関係なくこうなりますと、いまの問題がやはり根本的に解決ができないわけでございまして、やはり金融のためには、一つには担保能力といふような問題もござりますし、それから金融のためには、やはりそれがござります。したがいまして、その私鉄自体の金利コストの低下といふ問題が生しまして、直接的な助成が必要といふことも生ずるわけでござります。

それからいま一つは、先ほど申しましたよな、大規模なニュータウンへの新線の建設だと金利繰りの問題につきまして、借金をしたもののは早急に返していかなければならぬといふようになりますと、積極的な建設といふものが従来のやり方にやはりねられるといつからうになるわけでございます。今回の公団が積極的にこれを建設いたしまして通勤輸送の混雑緩和をしようといふ措置からいきますと、やはり必要であろうということで、この公団構想によりまして、國からの公的な資金の助成といふものと並びに利子補給といふようなことによりまして収支の資金コストを安くして収支の改善に資するといふことを第二に考えたわけでござります。それからその次に、やはりこれが建設をされましてから、当然その建設した資本に対する返還といふような問題があるわけでございまして、それに伴う資金繰りと申しますか、そういう面の問題が非常に苦しいわけでござります。そこで、今回の公団構想によりましてその問題をひとつの解決をするために、建設した資産と、その間の、非常に長い後二十五年の元利均等償還といふような非常に長期の支払い方法といふことにいたしまして、そうしてその資金繰りといふようなことで会社の経営が圧迫をされるといふことのないようにして、たゞ三つの点がこの公団によるところの大きなメリットじやないかと思うところでございます。

そこで、従来の通常の金融の方式といふことになりますと、いまの問題がやはり根本的に解決ができないわけでございまして、やはり金融のためには、一つには担保能力といふような問題もござりますし、それから金融のためには、やはりそれがござります。したがいまして、その公団方式をとる場合の事務上のやり方としては一番の問題でございまして、したがいまして、従来地方鉄道法に基づくところの工事施行の認可といふようなことによりまして、そうしてその工事施行の認可に従つて従来は地方鉄道業者がこれを建設をして運営をしておつたわけです。それとの調整をはからなければならぬといふことになりますので、この点の矛盾の解決といふことのために、公団の行ないますところの建設の工事実施計画は、地方鉄道法に基づくところの私鉄の工事施行の認可といふものに適合したものとしなければならないといふ形で、これを結びつけを

は早急に返していかなければならぬといふようになりますと、積極的な建設といふものが従来のやり方にやはりねられるといつからうになるわけでございます。今回の公団が積極的にこれを建設いたしまして通勤輸送の混雑緩和をしようといふ措置からいきますと、やはり

な制限がございます。さらに、金融といふことに

なるべく、しかもそれに伴う収益といふものはなかなかあがつてこないといふのが実情でござります。そ

の意味で、この工事といふものは収支採算面からいきまして非常にペイをしないといふことは、こ

れは明らかでございまして、その点につきましては、その収支採算面でペイをしないものにつきましても、やはりこれに対する利子負担といふものと

並びに利子補給といふようなことによりまして収支の資金コストを安くして収支の改善に資するといふことを第二に考えたわけでござります。

○田淵哲也君 いまの御説明で、大体公団がやる場合にメリットといふのがわかつたわけですけれども、反面デメリット、欠点もあると思うのですがね。そういう点はどうですか。

○政府委員(山口真弘君) デメリットと申してい

いからどうか問題がござりますが、一番の問題は、これは地方鉄道業者が当然地方鉄道法によりまし

て建設をし、運営を現在やつておるわけでございまして。そこで、その地方鉄道法によりまして従来の線も運営をし、それとの競争において新しい線

も運営をしていく、建設をしていくといふこと

に相なるわけでございまして、その間の、そ

う立場にありますもの別個の公団が建設をする

といふことによるところの、何といいますか、い

ろいろな不均衡だとか、あるいは連絡の不十分だ

とかといふようなことがあり得るわけでございまして、それで、その点につきましては、私どもやは

りこの公団方式をとる場合の事務上のやり方としては一番の問題でございまして、したがいまして、従来地方鉄道法に基づくところの工事施行の認可といふようなことによりまして、そうしてそ

の

しておるわけでござります。その他、公団をつくつてやるところになりますと、当然別の人がやることでございますから、その点に対する費用が高くなつてはいけない、管理費その他の費用が高くなつてはいけないという問題が起るわけでございまして、この点は当然もう、私企業たる私鉄のよくなきびしい態度でやはり公団の事業といふものを運用していく、管理費等も安くしていかなければならぬということに相なるわけでございまして、この点につきましては、この事業の遂行にあたりまして、公団とそれから私鉄事業者との間におきまして十分の契約をいたしまして、その内容の調整をした上で仕事を始めていく、こういうふうなことによりましてその面の矛盾といふもの、欠点というものなくしていく、こういうふうに実は考えておるわけでござります。

○田淵哲也君 鉄建公団がつくった線路を譲渡する場合、その譲渡の条件並びに価額はどういうふうになりますか。

○政府委員(山口真弘君) まず譲渡の価額でござりますが、鐵道建設公団は当然國の公的な法人でござりますから營利を目的とする必要はございません。したがいまして、鐵道建設公団は全然利益をあげる必要はないわけでございます。ただこれに要したところの費用というものは、やはりこれは全額回収しなければならない。したがいまして、当然その譲渡の価額は、建設に要しました費用と、それからこれのために必要とするところの利子、それからさらにこの建設を行なうための管理費といふようなものが譲渡価額の基礎になりますが、先ほど申し上げましたが、國から公金は先ほどちょっと申し上げましたが、國からの公的資金ということで、資金運用部資金等が約四割、それからその四割につきましては六分五厘の利子、それからその他の債務といふものにつきましては、それと六分五厘との差についての国から補助金といふものを一応考えまして、ざらにそ

のほか地方公共団体も助成をするということで資本コストを安くいたしまして、そういう金利といふものをつけ加える、そして譲渡価額にするわけでございますが、これをさらに建設後二十五年の元利均等償還ということにいたしまして、そういう条件下で私鉄から回収をするということになるわけでござります。

○田淵哲也君 この場合、原則として建設に要した原価で譲渡するわけですね。ただ問題は、私鉄

자체が建設を監督するのではなくて、建設公団がやつておる。当初予想した金額よりもふえるといふことが考えられるわけですね、工事費とか、あるいは用地の買収費とか。その場合、私鉄の当初考へておった計画から狂つてきた場合、引き取りを拒否するとか、そういうことは起こらないんで

すか。

○政府委員(山口真弘君) これは実は、今度の公団法の改正によりまして、そのやり方といたしましては、私鉄がまず申し出をいたしまして、そし

てその申し出をいたしたものについて運輸大臣が、先ほど申し上げました地方鐵道法に基づくところの工事施行の認可といふようなものとも加味いたしましてこれが指定をいたします。したがい

まして、まず第一番に、基本的な設計その他につきましては、私鉄事業者が運輸大臣の認可を受けました工事施行の認可の内容と適合しておるもの

でござりますから、そういう基本的な設計その他の工事をいたしてまいるわ

けでござりますが、その工事をやつてまいる場合に、その建設のやり方あるいはその譲渡について事前に協議を必要とします。そして協議という形

で両者間の具体的な内容等の契約を結んでおきまして、それに従つて建設をしていくということに

相なるかと思います。

○田淵哲也君 なあ、その公団が実際に工事をする場合でござりますが、それについても実際には私鉄事業者の新線を建設しようという意欲が出てくるかどうか

力ばかりなければならぬわけでござりますの

で、現実に各種の工事監督等についての業務委託といふようなことも事業者にやらせるということになるわけでござりますから、私ども工事費が当初の考え方よりも著しく食い違つてくるというよ

うなことはまずないんじやないか。したがつて、それが当初考へておりました譲渡価額といふようなものに大きく違つてくるようなことはないんじやないか、こういうふうに私ども考えております。

○田淵哲也君 それからメリットの面ですが、実際問題として、自分で資金手当てをする必要がないといふことはあろうと思ひます。それから金利が利子補給によつて若干安くなる。しかし、安くなつたにしても、六分五厘の金利がかかるわけですね。従来、私鉄自身がやる場合には、開銀融資と民間融資の金利の平均は大体七・七五%で、一分二厘五毛安くなると、いうことでありますけれども、しかし、最近の新線建設の費用を見てみますと、非常に膨大な費用がかかつております。これ

は一つの例でけれども、京王線の新宿一つづじヶ丘間の複々線化ではキロ当たりの工事費は四十八億円といわれておる。それから多摩ニードタウンの新線にいたしましても、大体キロ当たり十五億くらいかかる。そうすると、これはニュータウンの新線でも、金利だけで、六分五厘としてもキロ当たり一億円の金利がかかるわけです。複々線化の場合には、大体四十八億とすると、三億の金利がかかるわけですね。現在私鉄の営業収入は大体

一キロ当たりどのくらいになるのですか。

○政府委員(山口真弘君) 一律には言えませんが、大体一億くらいが比較的いいほうの部類でございます。

○田淵哲也君 そうしますと、営業収入が約一億が、小柳君からの要請で呼んだのですが、小柳君がいないので……。

○田淵哲也君 けつこうです。そういう点、非常に将来もつと収入があえてもらかるかもしれないというようななばく然たることで、現実に営業収入あるいはそれを上回る金利を負担しなければならないような新線をはたして建設するだろうか、この点についてはいかがですか。

○政府委員(山口真弘君) この点については、実は新線だけでなくして、たとえば複々線化工事等についてもなお言えるところであろうかと思ひます。新線の場合におきましては、新しくニュー

タウンができまして、それによりまして輸送需要が若干は発生をする。発生をした若干の輸送需要に対しまして、鉄道輸送力が非常に大きいわけではありませんから、当初はがらがらで走らなきやならないというようなことでございまして、その点では確かに収支が非常に悪い。

それから複々線化のほうでございますが、これは実は、非常にまあ列車が混んでおりまして、もう運び切れないような状態になつてゐるので、新しく一線ふやすといふことになるわけでございますが、これの効果は、お客様が直接ふえるといふとじやなくて、むしろ混雑緩和といふことに効果があるわけでございまして、そういう意味では、これによるところの収入増といふものは多くは差しあつては期待できないということになります。ただし、鉄道業者は、やはり当該地域におきまして、一定の区域におきましてその鉄道業によりまして公共の便益を促進するといふ使命を持つておるわけでございまして、またそういうことによりまして新線の地方鉄道の免許を受けてこれを建設しようという意思を示しておるわけでございまして、公共の便益を促進するといふ使命を持つておるわけでございまして、またそういうことにおきましても、これをやつてもわなきやらぬといふふうに考えておるところでございまして、これの収支、採算といふものがなかなか困難な場合におきましても、これをやつてもわなきやらぬといふふうに考えておるところでおもてございまして、これに対する助成といふものも相まちまして新線なりそれの増強工事といふものをやつてく、また現にそういう意欲を示しておるというふうに私ども考えております。

○田淵哲也君 大都市交通に対するビジョンといいますか、基本計画といふものが必要だと思うのですが、先日都市交通審議会の答申といふものが出でております。これは、運輸省としては答申に基づいて基本計画をつくられるわけですか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(山口真弘君) 都市交通審議会は、大都市におきまする交通の体系といふものを審議、答申をいたしたわけでござります。東京、大阪、名古屋その他について行なつておりますが、大

阪、名古屋につきましては、国鉄の線路、新線並びに増強を含めた答申になつておりますが、東京圏におきましては、国鉄は別といたしまして、地下鉄及び私鉄を中心としたところの答申ということがあります。それで、その答申の基本的な考え方方は、都心部における管理中枢機能の集中、一方周辺部における住宅地の増強といふようになります。それで、その答申の基本的な考え方方に立ちまして、そうなければならぬという考え方方に立ちまして、そうしてその考え方方といたしましては、東京の都市交通圈におきましては、昭和六十年時点におきまして、就業者数約二百九十万から三百万、就学者数四十五万というようなもの、それだけのものが東京都区部に流入するというふうに一応考えております。それで、そういうふうに、前提としての都市圏人口といふものも六十年時点には約二千九百万人であるといふように考えておりまして、就業人口としては約一千万人から四百万人くらいになるであろうといふように考えております。そこで、それに基づきまして、先般の都市交通審議会の答申におきまして想定いたした五百七十キロの地下鉄及び私鉄の整備をしなければならぬといふふうに考えておりまして、これは既答申分が二百八十キロでござりますから、さらに二百九十九キロを追加するということです。私ども、この基本的な考え方方に従つて、今後の地下鉄並びに私鉄の整備といふことは当然行なわれなければならぬわけでござります。それで、ただ建設主体につきましては、たとえば地下鉄につきましては、これは從来帝都高速度交通営団並びに東京都が行なつております。で、帝都高速度交通営団並びに東京都が行なつております。で、帝都高速度交通営団といふことは、ちょっといまの段階ではまだ申し上げる段階ではないと思います。

○田淵哲也君 大ざつぱに言つて、概算では大体どれくらいですか。

○政府委員(山口真弘君) 都市交通審議会の六年時点の構想でござりますし、建設自体がまだ確定をしておりませんものですから、ちょっとと概算でも申し上げかねます。

○田淵哲也君 かりに、このうちの何分の一にならざりませんけれども、半分としても一兆近

-

の都市交通審議会の基本的な考え方方にのつとつたものが出てまいるわけでございます。その他のたとえば公営等によりまするところの郊外新線の整備といふようなものもあるわけでござりますが、先生

のところにあります。この点についてはどうなんですか、長期的にならぬといふめどは立つてあるわけですか。

-

○政府委員(山口真弘君) 公團のやる規模でござりますが、こととは百二十五億といふことでござりますが、これは初年度でござりますから非常に大きくなるものでござります。今後はこれに従つて備していく。これを増大していくといふふうに一応考えておりますが、ただこれは、長期的に幾らにするかということにつきましては、まだ政府内ではきまつた考え方方が実はございません。一部内ではきまつた考え方方が実はございません。一方といふものが今後の私どもの都市交通の鉄道網方式に準ずるようなものも考え合わせてこれを整備の基本的な方向でござりますから、この法律の運営についても当然それに従つてやつてまいりたい。いずれにいたしましても、先生御指摘のように、都市交通審議会の基本的な考え方方に準ずるようなものも考へて合わしてこれを整備していかたい。いざれにいたしましても、先生のところにあります。この点についてはどうなんですか、長期的にそういうめどは立つてあるわけですか。

-

○政府委員(山口真弘君) 公團のやる規模でござりますが、こととは百二十五億といふことでござりますが、これは初年度でござりますから非常に大きくなるものでござります。今後はこれに従つて備していく。これを増大していくといふふうに一応考えておりますが、ただこれは、長期的に幾らにするかということにつきましては、まだ政府内ではきまつた考え方方が実はございません。一部内ではきまつた考え方方が実はございません。一方といふものが今後の私どもの都市交通の鉄道網方式に準ずるようなものも考へて合わしてこれを整備の基本的な方向でござりますから、この法律の運営についても当然それに従つてやつてまいりたい。いずれにいたしましても、先生御指摘のように、都市交通審議会の基本的な考え方方に準ずるようなものも考へて合わしてこれを整備していかたい。いざれにいたしましても、先生のところにあります。この点についてはどうなんですか、長期的にそういうめどは立つてあるわけですか。

-

○政府委員(山口真弘君) これは実は、まことに申しわけないんでござりますが、国鉄等につきましては、全国的な長期的なものといたしまして、今後十年間に一応七兆といふような大きなワクがござります。しかしながら、その中の具体的な問題といたしまして、東京方面にどれだけ使うかといふふうなことはまだ全然きまつていらないようなことがあります。それから私鉄につきましては、実はそこまでもまだきまつておりません。た

だ、従来大手私鉄がやつておりました工事の計画でござりますが、これは大体、第一次計画におきましては——これは三十六年から三十八年度までの三ヵ年間でござりますが、この三ヵ年間におきましては、年間約四百億ぐらいの工事をいたしました。それから第二次におきましては——これは三十九年度から四十一年度まででござりますが、その三ヵ年間におきましては、年間約五百億ぐらいの工事をいたしまいました。それから第三次の輸送力増強計画におきましては、これは五年間でございますが、年間約九百億ないし千億ぐらいの工事をいたしまいました。そこで、今後この工事は当然私鉄自体の工事としても行なわれるわけでござりますが、今回さらに鉄道建設公団の工事によりましてこれに追加されるということに相なるわけでござります。まあ一応来年度は百二十五億でござりますが、四十八年度から飛躍的に増強さしていかなければならぬというふうに考えております。

○田淵哲也君 まあ、いまこの所要資金が非常に

ふえていくと思うのですけれども、問題は、その

場合、利子補給は現在国と地方自治体が半分ずつ

やるということになっておりますけれども、この

金額がどんどんふえた場合に、それだけの負担が

特に地方自治体で可能かどうか、この辺のめどは

どうですか。

○政府委員(山口真弘君) 今回の構想によりまして、まず基本的な資金のソースといいたしまして、資金運用部等の財政資金がござります。これが六分五厘でございます。それからその他の債券等でございますが、従来七分三厘程度でござりますが、これが今回の金融引き締め等によりまして七分二厘ぐらいに低下をいたしております。したがいまして、これとそれから六分五厘との差といふもののを国からの助成をするという考え方になります。それで、それに対応する地方公共団体の助成というのもお願ひするということにいたしておりますが、まあ非常に

これはまだラフな計算でございますが、かりに事業規模が来年度以降三百億ぐらいというように仮定をいたしまして、そういう仮定の上に立つたものといたしましての利子補給額というものがどのくらいになるんだらかというふうにありますまいりました。それから第二次におきましては——これは三十九年度から四十一年度まででござりますが、その三ヵ年間におきましては、年間約五百億ぐらいの工事をいたしまいました。それから第三次の輸送力増強計画におきましては、これは五年間でございますが、年間約九百億ないし千億ぐらいの工事をいたしまいました。それから、非常に国家財政等を圧迫する工事としても行なわれるわけでござりますが、今回さらに鉄道建設公団の工事によりましてこれに追加されるといふことに相なるわけでござります。まあ一応来年度は百二十五億でござりますが、四十八年度から飛躍的に増強さしていかなければならぬというふうに考えております。

○田淵哲也君 それから、交通関係の投資の資金の配分を見た場合に、これは国全体として見た場合ですね、私は非常に大きなアンバランスがあると思います。特に鉄建公団の四十七年度の予算を見ても、地方のA・B線で二百億ですか、それからC線二百億、D線四百十億というふうになつてお

りますけれども、私鉄の工事は百二十五億、この百二十五億という金額 자체が非常に少額であると思いませんね。たとえば大都市交通線、國鉄のやるのが四百十億予算を取つておるわけですから、これも、私鉄と國鉄の輸送量の配分といいますか、特に首都圏で見た場合に、これはどうなつておりますか。

○政府委員(山口真弘君) 私鉄が担当しております輸送量でございますが、まあ非常に大都市近郊では多いわけでござります。特にいま首都圏でございますが、首都圏におきましては、四十四年

時点におきまして、國鉄が三〇%の輸送をやつておりますが、私鉄は二七%、それから地下鉄が一〇%というわけでございまして、まあ私鉄の輸送

のシェアといふものが非常に多いわけでござります。

○田淵哲也君 それから、鉄道建設公団が新たな事業をやるわけですから、鉄道建設公団はこれから新幹線の部分も非常に大きなウエートを占めてくるわけですね。そうすると、現在の能力

相当に大きくなつておるといふことが言えるわけでございます。もちろん、通勤輸送も相当やつておるわけでございます。したがいまして、首都だけの國鉄と私鉄の輸送人員の配分といふだけでは問題は解決できない性格のものではないかと

いうふうに考えております。

それで、また鉄建公団の資金の配分の問題でございますが、鉄建公団がやつております仕事の中でも、新幹線並びに海峡線——これは青函トンネル

でございますが、これはまあ全国的な交通体系の中の問題でござりますから別問題といたしまして、その他C線という、主要幹線という性格のものがござります。これも実は、全国的な交通体系の在来線に対する新線といふことでござりますので、これもちょっととまあ性格が異なります。問題はD線の、いわゆる大都市交通線でござります。これは、先生ただいま御指摘のように、四百十億円と

いうことでございますが、これはいわゆる東京の武藏野線あるいは京王線、関西の湖西線等でござりますが、これは大都市の通勤の確保といふことと同時に、大都市における貨物輸送の緩和、特に東京付近につきましては、山手線の貨物輸送といふものをこちらにできるだけ肩がわりしていくことになりますね。たとえば大都市交通線、國鉄のやるものが四百十億予算を取つておるわけですから、これも、私鉄と國鉄の輸送量の配分といいますか、特に首都圏で見た場合に、これはどうなつておりますか。

○政府委員(山口真弘君) 私鉄が担当しております輸送量でございますが、まあ非常に大都市近郊では多いわけでござります。特にいま首都圏でございますが、首都圏におきましては、四十四年

時点におきまして、國鉄が三〇%の輸送をやつておりますが、私鉄は二七%、それから地下鉄が一〇%というわけでございまして、私ども、来年度から思つておるわけですが、その他の公団内に組織並びに要員を

増えまして、この仕事をやっていかなきゃならないというふうに考えております。

○田淵哲也君 私は、鉄道建設公団の役割りとい

う面を考えました場合、やっぱり時代の変化に従つて、だんだん変わって当然だと思います。

それで、いま交通関係で一番問題になっているのは、一つは全国的な新幹線とか海峡線といふよ

うな新たな線をつくるという点、それからもう一つ

○鉄道建設公団は、主として大都市交通線、新幹線、こういうことに重点を置くべきであって、もちろん主要幹線も含まれますけれども、A-B線、したがって地方赤字路線はもうそろそろやめたらいいんじゃないかな。鉄道建設公団、もつと必要なところに力を入れるべきじゃないかといふふうに、改組すべきだと専らんでが、いかがですか。

○政府委員(山口真弘君) その点、先生お説のとおりだらうと思います。やはり従来鉄道建設公団法をつくりました当時のA-B線重点という考え方をもとにしても、その後の社会情勢の変化、あるいは新全總の全国的な鉄道網の考え方といふよくなき点から考えますと、新幹線鉄道の整備、あるいは大都市交通の整備、主要な幹線の整備というのが、やはり鉄道としての一番のウエートを置くべきことだと思います。したがいまして、その点は、先生御指摘のように、社会の需要に応じまして、鉄道建設公団の仕事の重点の置き方といふものが、も変えてまいらなければならぬと私どもも考えております。

○田淵哲也君 次に、今回のこの法案によれば、私鉄の申し出によって運輸大臣が適当と認めたときに公団が建設をやるということになっておるわけですが、これで、私鉄の申し出といふことでありますけれども、これはやっぱり私鉄が営業ベースで考えて線をつくろうということがまず出発点でありますね。まず、私鉄の申し出といふことでありますけれども、これはやっぱり私鉄が公共的必要性と乗らないと見たときに、申し出しない。申し出をしない限りは、ここは線が引けない。こういうふうになりますと、公共的にここはある、こういうふうにしますと、公共的にここはどうしても必要だと思っても、私鉄がこれは採算に乗らないと見たときに、公共的に必要であつても、採算に乗らぬ場合には、私鉄の申し出がなければ行なわないことになるわけですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(山口真弘君) 非常にむずかしい、また根本的な御指摘だと思います。いま私鉄の置かれておりまする地位、いうものは、基本的には、やはり株式会社でございますから、収支採算というものを基本に考えておるわけございますが、しかしながら、地方鉄道業ということによります免許を受けて当該路線の建設をする、そういう限りにおきましては、当該路線におきましては、その区域におきますところの独占的な公益事業といふものを担当するという地位にあるわけでございまして、そういう使命をもつて輸送業務に携わつておる、また携わつてもらわなければならぬといふことでござります。したがいまして、当然、全く収支採算といふものを無視するというようなことをもちろんできないことだとございますが、たゞ基本的にはしま申しましたような形がござりますので、相當長期にこれがペイをするというようなことになれば、これは私鉄としてもその申し出に従つてやつてもらうといふことに相なるわけでござります。具体的な例を考えてみますと、たとえば多摩ニユータウンのところの線でござります。これにつきましてはまだ申し出がございませんが、しかしながら、多摩ニユータウンの線につきましては、すでに特定の会社が免許を受けて建設の意思を示しておるわけでござります。しかしながら、これが建設が非常にたいへんなことであるということ自体はもう変わりがございませんので、今まで建設がおくれてきたわけでございますが、しかしながら免許を受けたものでございますから、国がこういふ助成をすることによりましてこの建設の促進をしてまいる、当然申し出をすることが期待できるといふふうに私どもは考えております。

の完成時期は、五十五年度完成ということになつております。しかしながら、現在の段階では、まだ多摩ニュータウンに入り始めた段階におきましては、これは当然鉄道輸送で輸送しなければならないほどの輸送量ではございません。とりあえずは今までのバス輸送といふことで対処をしてまいりました。しかしながら、これがどんどん人居がふえてまいりますと、当然バスでは必然的に輸送できないというような状態になることは明らかでございます。したがつて、その段階におきましては、どうしても鉄道を引かなければならぬといふことに相なるわけでございます。鉄道の輸送力が非常に大きゅございますから、その時点におきましてもまだ鉄道としては先行的性格を持つておるわけでございますが、やはり引かなければならぬわけでございまして、私どもその時期は大体四十九年度と考えております。四十九年度にはどうしても鉄道を引かない多摩ニュータウンの機能といふものが麻痺してしまうだらうというのが、私どもの考え方でございます。

計画におきましては、京王線につきましては、新宿一篠塚間につきましては五十二年三月までにどうしてもやつてしまわないと間に合わないと。それから小田急線につきましては、大体代々木八幡と下北沢との関係、これは地下鉄工事との関係もござりますので、これは四十九年四月にはやつてしまいたい。その先、東北沢一高多良間につきましては、五十年の十月ごろには何とか完成をしたい。さらに喜多見一新百合ヶ丘間に五十一年十月ころには完成したい、こういうふうに私ども考えます。

○田淵哲也君 これは、私鉄の側として考えた場合は、ニュータウン線のような新しい団地のところに線を引くのは、現在採算には合わなくて、将来だんだん開発されて採算に合うだらう、こういうことも言えるわけですね。それからその線を引けば開発利益というのも吸収できる。ところが、複々線化の場合には、あまりそういうメリットもないわけですね。乗客のほうはスピードが速くなつて混雑が少なくなつて楽だけれども、私鉄のほうはあまりもうからない。だから、ほっておきますと、複々線のほうはどうしてもおくれがちになるのではないか。そろすると、どんどん新しいニュータウンに新線ができる、肝心の新線の混雑度は増すばかりである。これに対して、たとえば今回の公團でやる場合に、ニュータウン線のようなものを引く場合には、複々線化を条件づけるとか、そういうようなことは行なわれるわけですか。

○政府委員(山口真弘君) ニュータウン線等ができます場合に、根源の複々線化ということのが非常に急がれるということは、先生御指摘のとおりでございます。しかもまた、その複々線化の収支上のメリットというものが非常に薄いと。むしろばく大な投資によりますところの資本コストの増といふことによりまして、収支が非常に悪化するというようなことも当然考えられるわけでござります。したがいまして、この複々線化工事につき

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

ましても、この鉄道建設公団の対象工事といふことにいたしたいと、いろいろに考えております。対象工事といつたまして、そして私鉄事業者からの申し出に基づきまして、鉄道建設公団がこの助成方式によりまして建設を行なうというようにすることによりまして、根元のほうの増強を一緒にやつてまいりたい、このように考えておりま

す。

○田淵哲也君 それから、運輸大臣が適当と認めたとき、これの基準はどうなんですか。

○政府委員(山口真弘君) これは、今度の公團法の改正の二十二条の二でござります。この二十二条のこの規定によりまして申請がございます。その申請がございまして、その申し出について運輸大臣が適当であるというよう認めめたときと、こ

ういうことでございます。

それで、その適當と認めるのはどういう場合かということでおさいますが、鉄道建設公団がこれを行なうというためには、緊急的な必要性という

ものがやはりなければならぬということでござります。ということは、ことしは百二十五億で、これは非常に少ないでござりますが、今後もやはりはまらりますけれども、やはり国の資金でござりますから、このワクと申しますが、限定といふものは当然ある、制約といふものは当然あるわけでござりますから、そういうなものか

ら、まず緊急に必要であるといふことが一つ考えられなければならぬ。それからその次に、やはりこの施設を行なうことがある程度まとまつたといいますか、まとまつて、公團がやつたほうが適当であるといふような単位を持つていないとやはり無理じゃないか。そろいたしませんと、いたずらにたとえば資産の区分の問題などかその他仕事のやうなことをやつてしまいるといふようなことに相なるかと思います。大体そういうなことを中

必要な場合にこれを指示するということにいたすわけでございます。

○田淵哲也君 私はそのときの判断にぜひ入れていただきたいことがあるのですが、一つは都市計画との関係なんです。それで、交通、特に大都市

圏の交通投資というものと都市計画というものと、これは不可分のものでなければならないと思うのです。それでないと、だんだん団地が土地

の安いところを求めて遠いところに建設される。そうすると、その通勤が不便だというので、新線をどんどん延ばしていく。こういうことになれば、大都市圏の範囲がますます広がるばかりで、

ますます交通混雑を招くばかりではないか。だから、都市計画というものと交通資本投資が常に密接でなければならないと思うのです。したがつて、ここでお伺いしたいのですが、首都圏整備委員会の方にお伺いしたいと思いま

す。まず基本的には、東京といふようなところはマンモス化して、限度にきておると思いますから、これは都市交通審議会の答申によりましても、さらに流入人口が六十年にはかなりふえると、全部で三百数十万になるといふなことが言われておりますけれども、これを抑制するといふことが必要ではないか。これの抑制のために現実にどのような方策を考えておられるか、お伺いをして

いたいと思います。

○説明員(北川博正君) ただいま先生のお話のとおり、首都圏、特に東京を中心とした既成市街地におきます過密化というのは非常に大問題であると、こうわれわれは考えております。したがいまして、御承知のとおり、すでに首都圏整備法第二十七条によりまして、こういった過度集中

上げました学校、工場めざることながら、事務所の問題がござります。現在、昭和四十年度国勢調査によりますと、昼間就業者の人口が五百五十五万、こう言われております。そのうちの百五十五万が事務所人口でございます。特にこういった人

口の約三割がそういうことになつております。特にこういった人が年々の事務所人口、あるいは事務所施設の量を考えてみると、大体霞が関ビル、これの

約十倍の百五十万平米程度が年々ふえていると

いう現状でござります。こういったことを考えまして、首都圏といたしましては、現在首都圏整備審議会といふのがござりますが、そこに諮問をいたしまして、この事務所に関する規制及びそれに対する対策といふものを御審議願つております。われわれといたしましては、工場、学校、これに現在法案を提出中でございますが、こういつた既成市街地におきます第二次産業労働者の方

方、あるいは学生、こういった方々の制限をするためには、たとえば工場につきましては、制限規

模といふものを、現在千平米以上のものについて制限をいたしておりますが、それを五百平米にいたしますとか、あるいは従来学校については過渡的に理工系の学校はその制限をいたしませんでしたが、今回そういう適用除外を排除いたしましたが、今回そういう適用除外を排除いたしましたが、学校についても今後制限法の適用範囲に含めるという制度を考えておるわけでござります。

なお、事務所につきましては、御承知のとおり、審議会で御検討願つておりますが、われわれは、ここにこういった事務所人口の増大、これを考へまして、将来こういったものに対応するため

に、東京都がいわば一点集中の形態になつております。東京といいますか、既成市街地が、東京を中心とした一点集中型の形態になつておる、この

形態をやはり変えるべきである。どちらかといえれば核——さらに小さな核でござりますが、これを

新しくつくるべきである。たとえば東京だけが、

文化、あるいは経済、あるいは商業、教育、こういった中心になつておりますのを、千葉とか、あ

子、立川、あるいは横浜、川崎、こういったよ

な一つの生活圏を形成づけていく。人が常に東京に流れ込むという形を、ある程度逆流させるとい

りますが、そういたことで、最近、近郊整備

計画を改定いたしまして、そういう計画の提案をしておる次第でございます。

○田淵哲也君 事務所規制の方法といふのは、ど

ういう方法でやられるんですか。工場はいま工場等制限法といふのがあるわけです。構想としては、どういう方法でやられますか。

○説明員(北川博正君) 事務所規制につきましては、まだ審議会で検討中でござりますが、そのあらましを申し上げますと、一つは賦課金を課する

といふことがございます。もう一つは許可制といふこと、二つの制度を併用してはどうかというこ

とで、いま御審議を願つておる次第でございま

す。

○田淵哲也君 それからもう一つお伺いしたいことは、通勤圏といふものをどう考えられるか。現在は非常に通勤圏が伸びておりまして、鉄道がまた引かれれば引かれほど遠いところから通勤するようになるわけですから、しかし、あまり遠くから通勤するというのは、通勤の往復に要する時間とか、それによる疲労とか、通勤する人も

これたいへんと思うんですね。だから、都市計画の場合には大体適正な通勤圏といふものを設定しなければならないと思いませんけれども、これはどう考えておられますか。

○説明員(北川博正君) 首都圏といたしまして、大体時間で一時間以内が通勤圏として適当ではな

いかと思っております。

○田淵哲也君 ここで運輸大臣にお伺いしたい

ありますけれども、やはり大都市交通線、特に私鉄の公團による建設を行なう場合、どの程度を

適当と認めるかの中に、やっぱり都市計画の構想による通勤圏といふものを頭に入れるべきではな

いか。だから、遠くに団地ができる必要だからと

いたしまして運輸大臣が判断いたしまして、

いうのでどんどん線路を延ばすようなことになれば、かえつて通勤難というものは増しこそすれば解消されないのでないか。だから、その点を考慮に入れられるかどうかお伺いをしたいと思いま
す。

○國務大臣（丹羽喬四郎君） 非常に適切な御質問と思う次第でござります。私ども、それを十分考慮して認め可の場合の一つの大きな基準にしてまいりたいと、こういうふうに思ふ次第でござります。その根本といたしまして、先ほど来先生から御指摘をいただきましたように、ことに首都圏におきまして、人口の過度集中、これを規制する方法を具体的にどうするか、首都圈整備委員会にお尋ねがございましたが、私も実は、輸送方面を担当しておりますが、根本はやはり都市計画、そうしてやはり過度集中をどのくらい抑制するかということが一番問題。いま私、日本の内政の一番の大きな問題は、やはり過疎過密をいかにして解消していくべきである国土の発展を遂げるかということが一番の根本であろうかと思う次第でございまして、まず、首都圏整備委員会、せっかく国会の御審議をいただきましたし、いろいろの規制をやつておりますが、これはやはり思い切った規制を将来ともやつてまいりたいことをいたしてまいります。私どもやはりそういう方面におきまして協力をいたしましてやつてまいりませんと、なかなかに都市機能も発揮する限界をはるかに越していると思う次第でござります。いま委員会から、計画第一部長からの答弁がありましたら、私は、思い切つて首都圏におきましても、東京近郊ということではなく、そういう上に北関東の開発なんということがいわれておる次第でござりますが、そういうた方面にやはり生活圏の拠点を設けていく、あるいは東北に設けていく、北陸に設けていくということを思い切つてやつてまいりませんと、要するには、ほんとうの東海道スガボリースと申しますか、その方面からやっぱり人口が七割も集中しておる。いかにその間の生活圏を拡大をしてまいりましても、やはりその間におきますところの輸

发展空间の獲得に限度が出てくるというような問題が至るところに出でまいつておる次第でございまして、そういう点ではひとつ思い切った方策を講じてまいります。幸い国会におきまして都市再開発法もできている次第でございまして、私は先般申しした次第でございますが、一つのビルができる、三十六階のビルができる、四十階のビルができる、一万五千人の人がそこに通勤するというふうなことにもなってまいりますと、通勤をするということにも必要でございますが、それによりまして、既成のいわゆる事務所その他を集約いたしまして、そこにどのくらいの土地空間ができるかということがやはり私は一番必要になってくる。高層建築をつくることによりまして周囲に思い切った土地空間を生むことによりまして、あるいはそれを交通機関に利用する、あるいは道路に利用する、あるいはまた公園施設その他に利用するというようなものとも相まってやつてしませんと、いたずらに人口の集中化を助長するばかりだと思う次第でござります。私は、そういう点におきまして、やはり私ども建設省あるいはその他とも十分な連絡をとりまして、これからやはり総合ある都市計画に伴つていろいろの施設をやるということが、いま御指摘のように、一番肝心だらうと思ひ次第でござります。その方面に向かいまして、御趣旨を体しまして十分これから、非常におくれておられる次第でございますが、具体的の策をとつていかなくちゃならない、こういふふうに思つておる次第でござります。

益の吸収ができません。こういったことで、非常に高くついて採算に乗らなくなる、乗らなくなるから国が援助しようということになるわけですね。言ふならば、後手後手に回るがために、国として余分の負担をしなければならぬということになるわけですね。言ふことを基本に考えてもらわなければならないと思います。

それからもう一点考えていただきたいことは、現在非常に、とにかくこれだけの人員を運ぶのにどうすればいいかという量の問題だけが論議されているようになりますが、しかし、やっぱり質の問題も考えてもらいたい。現在の通勤輸送といふのは、まさに人間的ではない状態だと思います。非常に混雑する中で、しかも冷房も完備していない暑苦しいところで、毎朝何時間か乗つてこなければならぬ、これは非常にたいへんなことがあります。したがって、単に新しい線を引いて、あるいは複々線化をして量を運ぶということを考えるよりも、質の向上について当然考えるべきではないか。具体的に言いますと、質といふのは、まず第一には安全性である、第二にはスピード、第三には居住性ということになろうかと思ひますけれども、たとえばスピードの問題にしましても、全然これは改善されていない。まあこれは一例にすぎませんけれども、小田急線の新宿→向ヶ丘遊園間の運転所要時間、昭和三十六年から四十五年まで来られたものが、四十五年には三十分かかる、これはラッシュ時です。それから急行でも、同じく三十六年には二十三分で来られたものが、四十五年には三十分かかっておる。かえってスピードがおそくなつているわけですね。それから混雑度にしましても、三十六年、四十五年比較してみると、大体同じようなもので、それほど緩和されていない。だから、この量の問題より、質の問題についてどう考えておられるか、またこれに對

○政府委員(山口真弘君) まず前段の問題でござります。交通手段というものは、当然住民の足でござりますし、生活の基盤でございますから、これがまああと追いでは十分な足がないということになるわけでござりますから、当然その投資といふものは先行的であるべきでありますと、あと追いでには間に合わないということは、これはまあ御指摘のとおりだらうと思います。ただ、鉄道の場合に考えてみると、鉄道の設備投資の性格といふものを考えてみると、これは非常にその性質からいきましてもばく大な資金が要る、しかもこれによって設備される、増加する輸送力といふものはその規模が非常に巨大であるというようなことがござります。したがいまして、ある程度の輸送需要といふものがある場合におきまして、この鉄道投資を行ないますと、相当長期間にわたつてこれが先行的な性格を有するということはもういなめない事実であろうと思ひます。現在、たとえば東京付近におきまして、国鉄、私鉄ともに複々線化等をいたしております。たとえば国鉄線の総武線、非常にもう何十年も前に複線の線が建設をされまして、非常に長い間その複線でもつてしまつたわけでございますが、とうとうできなくて、ことし複々線化にする——この七月に完成いたしますが、そういうふうになりまして、その間はある意味では初めのほうは先行的な投資であつたということが言えないわけではございません。しかしながら、先生おっしゃいますように、どうしても先行的投資をやつていかなきやならぬといふのが今後の使命であると思うわけではございません。そのためには、私どもやはり先行投資をやり得るような國の助成といふものを考えてこれを促進しようといふのは、そういう意図が多分にあるわけでござります。この点は、先生のおっしゃ

ヤの混乱がそのまま継続をし、まだ完全に回復していないということであるし、また国鉄でも至るところ調査を行なうことになっていっているということなんですが、事故が起きてからもう一日たつているわけでもありますし、一体なぜこのようになってしまったのか、またこの事故がまかり間違えば大惨事になつたかもしれないということを考えますと、相当この問題はあるがせにできないことであるような気がいたしますので、一応御報告を願いたいと思います。

○説明員（磯崎裁君） 昨晩の新幹線の事故はたいへん影響が大きく、非常に関係の方々に深刻な迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけないです。

ただいま御質問でござりますので、概略につきまして

ましてなるべく簡単に御説明申し上げますが、お
だいまちより現地へ昨晩から派遣いたしました
技術者が戻つてまいりまして、パンタグラフある
いは架線の切断面等を持って帰っております。ま
での時間、本社でもうて電気関係担当の山口常務
理事並びに技師長を中心といたしまして、架線
パンタグラフ事故対策委員会といふものをつくり
まして、現在究明中でございますので、ただいま
の段階で私から具体的な原因につきまして申し
げる段階ではございませんが、まず事故のありま
しにつきまして申し上げて、その後の復旧状況並
びに本日の状況について御報告させていただきます
す。

昨日・五月十七日十七時四十三分 新幹線の鉄岡一三島間におきました、岡山発の東京行の第99号、ひかり68号、現車十六両をもちらまして静岡方面を定時に通過いたしまして、時速約二百キロのまま運転中に、東京起点百三十キロ五百メートル、静岡から三十七キロ東京に寄ったほうでございまして、行政区画は静岡県吉原市内でござります。その付近で突如電気がとまりまして、非常ブレーキが作用いたしまして、そして百二十八キロゼーメートルでもって停止いたしました。運転士はなべて無線によりましてCTCに連絡いたしますところ

合計六名の乗務員が乗つておりまして、協力いたしまして車両の状態を調査いたしましたところ、十六両編成の八個のパンタグラフが全部破損しております。とてもこれは応急処理ができないということでCTCにその状況を連絡し、また方が一の事故もおもんばかりまして、電気関係では付近のセクションの停電をいたしております。また架線の柱一本が曲がって損傷しております。パンタグラフは合計八個についておりましたが、パンタグラフの第一、第二が小破、第三、第四、第五、第六の四つが大破、それから第七がこわれて落ちております。第八が大破いたしまして、二両目から一両目——最終の車の上に乗つております。こういう事故でございました。

実はパンタグラフの事故は、御承知のとおり昭和三十九年に新幹線が開業いたしました直後、非常に続発いたしたことは御記憶のことかと存じますが、その後いろいろパンタグラフ自身並びに架線のほうもいろいろ研究いたしまして、四十年にはほぼ修理を終了いたしました。四十三年に一回でございましたけれども、その後今までパンタグラフの事故は一ぺんもなしに過ぎておったわけですが、突如としてこういう大事故が起きました。これまして、非常に実は純粹に技術的な問題としていま検討し、いろいろ対策を考えている次第でございます。

先ほど申しましたとおり、且下まだ現物を目の前にいたしましていろいろ検討しておるところのございますが、いまのところ結局は、パンタグラフ自体、すなわち第一位のパンタグラフ自体に何らかの破損が起きて、そしてそれが小破しまして、それによって架線が波を打つて次々とパンタグラフがこわれたという原因か、あるいは何らかの事情によりまして架線のほうに故障があつて、そして、それにパンタグラフが引っかかるてこわ

かの原因があろうということだけは推定されますけれども、いまのところ打痕すなわち打ったあとのことは結論が出るといふうに考えておりますが、何といったしましてもこと数年間、ほとんどこの種事故がなくて過ぎて安心いたしておりますが——また十六両編成になりましたときにも約一ヶ月間現車のテストをいたしましたして、十二両の場合と十六両の場合と、パンタグラフの、架線の何と申しますか、振動に対する影響等もいぶん検討いたした結果、十六両運転をしたわけでございまが、その後初めてこういう事故が起こりましたて、どちらかに原因があることは、これはもう明白でございます。したがいまして、パンタグラフ自身の問題だとすれば、これの強度の強化あるいは取りかえ等を行なう。現時点におきましては正規の期間内の修繕、検査等は全部規則どおりやつておる。また架線のほうもちよどく昨日見回りをした直後であるといふことだござりますが、現物を見た上で物理的に検討するということに相なると思います。今までの——昨日の例ではございませんが、今までの例で申しますと、大体第三位並びに第四位のパンタグラフの故障が一番大きいやうなことが過去の実態から出ております。これは、三、四、五、六と大破いたしまして、七位が落ちているといふことだございまして、若干今までの経過とは違った点もござりますけれども、これはやはりそのときの事情によりまして、あるいは架線の状態によつてこういふ結果が出たのではないかといふうに思われる次第でござります。

が、これもけさの電話報告でございますので、まだ詳しく申し上げる段階になっておらないわけでございます。

成の電車は前の駅を出てしまったあとで、一編成はトンネルの中によよたたといふ事実もございまして、その後部分的に電気を通して、それをうしろに引き出すというような作業をいたしたわけでございます。その他、下り列車につきましては、この下り電車からさらに北陸に行かれる方等もございますので、在来線につきましては北陸線あるいはもちろん東京都内の各国電、あるいは三島—静岡間、東京—大阪間等に臨時列車を運転いたしまして乗客の収容につとめたわけでございまして、大部分のお客さんはもう乗りかえはめんどくさいと言われて、早く直せというようなお話をもらつて、あまり乗りかえた方はおられなかつたようでございます。なお、食事その他の手配につきましても極力いたしましたけれども、大体お客様さまは十七日の分が約五万人、十八日の分が約一万人というふうに推定されておりましたが、このうち給食を差し上げた方が約一万人、列車本数にいたしまして十三本という状況でございます。のほかに約四千人分のパン等を準備いたしたわけでございます。なお、払い戻しの金額は約五千万円でございます。

きょうの影響、いたしましては、物理的な影響

よりもむしろ東京駅上り電車が非常にとよつてお

りまして、東京駅の発着が非常に時間がかかると

いうことで、結局東京駅のホームが二面しかござ

いませんので、東京駅のホームの収容できる範囲

で列車を出しましたために、本日も若干まだ運休

本数が残っております。きょうは一応の見込みで

下り八本、上り七本の運休をする予定でございま

すが、実際は十本ずつぐらの運休になつてくる

見込みでございます。しかし、これは先ほども申

しましたとおり、事故、故障ではなくて東京駅の

発着能力の問題でござりますので、これは徐々に

解消してまいるといふように考へ、おおむねきよ

うの夕刻からは平常ダイヤに復する。こういふよ

うな見込みでござりますが、若干のおくれはある

かも存じます。

は、この下り電車からさらに北陸に行かれる方等もございますので、在来線につきましては北陸線あるいはもちろん東京都内の各国電、あるいは三島—静岡間、東京—大阪間等に臨時列車を運転いたしまして乗客の収容につとめたわけでございまして、大部分のお客さんはもう乗りかえはめんどくさいと言われて、早く直せというようなお話をもらつて、あまり乗りかえた方はおられなかつたようでございます。なお、食事その他の手配につきましても極力いたしましたけれども、大体お客様さまは十七日の分が約五万人、十八日の分が約一万人というふうに推定されておりましたが、このうち給食を差し上げた方が約一万人、列車本数にいたしまして十三本という状況でございます。のほかに約四千人分のパン等を準備いたしたわけでございます。なお、払い戻しの金額は約五千万円でございます。

以上簡単に申し上げましたけれども、冒頭に申

し上げましたとおり、まだ原因その他については

明確にいたす段階ではございませんが、極力あら

ゆる技術力を動員いたしましてこの種事故の絶

滅、もし物理的に対策が立てられるものならば、

もちろん物理的対策を立てるということをいたし

まして、そうしてこの種の事故が一切起こらない

ようにならしたいというふうに考えておるわけ

ございます。

いずれにいたしましても、国会議員を含ましま

て多数の方々に御迷惑をおかけしたことを申しわ

けなく思つております。

○瀬谷英行君 パンタグラフが八個全部破損した

以上たいへん簡単でございますが、御報告を終

わります。

○瀬谷英行君 パンタグラフが八個全部破損した

以上たいへん簡単でございますが、御報告を終

</

あるわけなんですけれども、車両火災を発生したということになると、二百キロの高速で走っている場合にどんなことになるのか、これまたちょっとわれわれの想像できないようなおそれしさがあるわけあります。この車両火災の心配もやはり構造上はないようになっているのかどうかですね。その点もあるわせてお伺いしたいと思います。

○説明員(長浜正雄君) 先生おっしゃるように、非常に高速で走っておりますので、一たん火災になりますと非常に危険でござりますので、それぞれの部品ごとに十分なる絶縁材料を使って電気関係による火災の起こらないようになります。またその他の火災、たとえばたばこの火だとか、あるいはビューフェなどといったよくなところによる火災が発生しないようにな燃材を使つて車両の火災防止につとめておるところでございます。もし起こりますと非常に危険でございます。十分注意をしてやつております。なお今後一そら気をつけなきやいかぬと、こう思います。

○瀧谷英行君 事故対策なんですがれども、この新幹線の場合ですね。高架を走つている場合が多いでしよう。現場は一体どんなところだったのか。おそらく平地じゃなかつたらうと思ひますね。だから、こういう高架を走つている新幹線の上を走るには今度事故が起きた場合ですね、たとえば車でかけつけるにしても、たんぽの中だつたりすると始末が悪いけです。それから、高架の上を走るには今度は自動車とかバイクや自転車は使えないだらうと思う。そういう場合の事故対策としての構造上ですか。考える点はないのかどうか。この事故を起こした現場はどんなような状態だったのか。所要時間なんかも一体どのくらいの所要時間でかけつけることができたのか、その点もお伺いしたいと思う。

○説明員(長浜正雄君) ちょうどこの場所は静岡と沼津の間でございまして、ちょうど高架橋の一部は、ふだん線路保守あるいは巡回、あるいは架線の保守等の保守要員が通りますための通路が両側

にとつてござります。それから高架橋に上がりま
すのに何百メーター置きかに、それぞれの道路事
情等を考えまして、高架橋に上がる階段をつくっ
てござります。もちろんふだんは締めておりま
す。これは無用の方が入って来ていろいろ問題を
起こしちゃいけませんので、締めてござります
が、階段がところどころに取り付けてございま
す。ただ、新幹線の場合には嵩さの關係等もあり
まして、そういう点でなかなかおりにくいとい
ふる点もござりますので、それを通ることができます。
なお、こういう場合のことを考えまして、新幹線
はなつてございません。そういう作業用の通路等
がござりますので、それを通ることができます。
いろいろそのときの対策の処置をどうするかとい
うことを常々検討し、準備はしてござります。実
際必要になつては困りますけれども、そういう處
置、段取りを訓練をさしておる次第でございま
す。

それぞれの車両ごとに適切に行なわれたのかどうか。そういうこともお伺いしたいと思います。

○説明員(磯崎観考) いまの空気の混濁の問題、あるいは冷暖房の問題でございますが、この場合には、もちろん予備電源を持っておりますので、ある時は、若干電気は暗くなりますが、ついております。これはそう長くは持たないわけござります。
したがって、予備電源が切れたあとではまっ暗になつてしまつたということもございました。ただ、非常に空気が悪くなりますので、出入り口のドアは手であけるようにでてきておりますので、きのうの話を聞きますと、一時、手で車掌があけるようになつました。そうしたら、駅に着いたお客様さんはいいわけですが、駅の中間に着いているお客様さんがそこからおりられなくなつたので、これはあぶないということで、締めますからということで、あけたり締めたりしたことがあつたようございます。しかし、駅に着いているものはこのドアは全部あけっぱなしといふことにしたようございます。したがつて、駅と駅の中間に車のとまることが一番私どもとしては心配なわけでござります。そういう場合には、結局気をつけて昇降口をあけて空気の入れかえをはかるということをやる以外にいまのことろ方法はない。非常口をあけますとあぶらうござります。非常口をあけないで、出入り口でもつて空気の流通をはかるというふうにしたようございます。また、そういうふうな指導もしているというふうに聞いております。

それから、お客様の案内でございますが、これは乗られた方によつて非常に御感想が違いますようござりますが、幸いCTCにすぐ総局長が参りまして、事故対策本部をつくり、また全般の情勢の把握をいたしましたので、御承知のとおり、全部無線がついておりますので、CTCとの連絡は非常に密にできておつたようございます。また車掌もできるだけお客様にその情報を周知させるように努力をしましたので、CTCとの連絡は非常に密にできておつたようございま

に私は聞いております。大体夜十時か十一時、すなはち二十二時か二十三時ころには復旧できるといふに思つていたようですが、その点が三時間くらい予定よりおくれたといふこと、これはいろいろきょうう事情を聞きますと、事情もあるようですが、予定の時間よりも一時間ないし三時間長い時間がかかったということは一つの問題であったといふに思います。情報はわりあいに現在線と違いまして電話がいつでも通じますので、非常に緊密にとれておったというふうに聞いております。しかし、やはりお客様まとめてみれば非常に不安でござりますし、また暗くなると一そら心ぼそいといふことで、非常に騒がれた方々もあつたようでござりますけれども、大部分の方はわりあいに車掌の指示に従つてくださつて、そうして、とにもかくにも早く動かせといふ御注文は非常に強かつたようですが、それでも、非常に大きな騒ぎになつて御不安になつたといふことはなかつたといふうに聞いております。しかし、いずれにいたしましても、問題は復旧の時期の見通しだと思うのです。昨日私どもも夜開きましたときには、大体十時から下り線は通れるから、いつでも復旧できます、これはそのとおりだつたわけですが、結局上り線の復旧ができなければ下り線は通れないということで、私どもも大体夜十時から十一時には復旧できるといふように見ておつたわけですが、さつき申し上げたように、いろいろな事情で若干おくれて、それがお客様の相当の御不満を買つたということを聞いております。しかし、復旧の人数その他から申しましても、集め得る最高の人員を現場で集めているといふに思ひますので、その点でお客さんに対する説明その他については、できるだけのことをしたといふに私は思つておりますけれども、しかし根本は、何と申しましても、一刻も早く復旧するといふことが大事なことでござります。復旧についてもう少し順序よくやらなきやいけない。しかし、実際に電車区間で申し上げますと、上のほうに架

線並びに架線をつる吊架線あるいはビーム等がございまして、非常に蒸気区間と違いまして復旧がやりにくいことは御推察のとおりです。ことに新幹線のように、高架あるいは盛り土等で一般よりも高いということになりますと、そこへ普通のクレーンを入れるわけにいかぬということで、どうしても線路沿いに、線路から入れなきやいけない。そうすると、線路には他の車があるということで、非常に復旧がいたしにくいことは事実です。実は私どもでは、停電に備えまして新幹線用のディーゼル機関車を二両常時配置しております。十六両の電車を引っぱり出したといふことですが、その点はわりあい問題はなかつたのですが、かりに脱線でも、やはりそれがそこへ参りますまでに、ほんの列車があると行けないということもあります。手つとり早いクレーンなりジャッキなりがないのいまして、その点で、事故復旧にはもう少し何かかるといふこともありますので、やはりこうかどうか。幸いこれは脱線しておりませんので、どうぞお聞きください。幸いこれは脱線しておらず上り土上における事故復旧は、在来線の考え方と少し変えなきやいかぬといふことも、実はけさほども話しておったところでございまして、やはり特殊な動力を持つたもので、もつて引っぱるなり、持ち上げるなりといふことについて、もう少し手ごろなものを持つていなければ、応急の間に合わないといふうに思うわけでございます。したがつて、いまの体制が必ずしも万全だと思いませんので、もう少しそいつの面についている次第でござります。

○瀬谷英行君 そこでちょっと大臣にも意見をお伺いしたいと思うのですけれども、こういう高架

幸いは、死傷者を出したりといふ大惨事にならなかつた——しかし、これは、これから先も考えておかぬきやならないことじやないかと思うのです。その場合に、高架の上を走っている、さてそ

こへ人がたどり着くのにどうしたらいいかという問題が出てくる。いま總裁の答弁にもあつたように、停電に備えてディーゼル機関車を置いておる。それでも線路沿いに、軒並みにとまつてしまつた場合、自動車のようにわきをすり抜けていくわけにはいかないわけですから、そうすると、これだけれども、確かに軒並みにとまつてしまつた場合、自動車のようにわきをすり抜けていくわけにはいかないわけですか、そうすると、これはわれわれがどう考えてみたってたいへんなことだと思うのです。そういうことを考えてみると、これから先——すでにできしまつた東海道新幹線のこの事故の教訓から、これから先建設をされるであろうところの山陽新幹線にしても、東北、二級国道としても、やはり新幹線のわきに道路をつけておく、側道をつけて、何かの場合の連絡用にこと欠かないようにしておくという必要があるんじゃないのかと思うのです。新幹線のための幅は、たかだか十メートルで済んでいるわけです。それの線路用の幅よりもはるかに広いわけです。それを見ると、この新幹線の線路のわきに側道を設けるなり、あるいはまた在来線の軌道を設置できるような方法を考えるなり、何らかの方法をこれができるかどうか、大臣の御意見をお伺いしたい

から考へる必要があるのじやないかといふ気がするのですが、はたしてそれだけのことを考慮に入れてこれから的新幹線建設に着手するということは、たしかに一そら、そういう点につきまして、國鐵當局が技術陣を動員し、英知を發揮するためには架線の事故につきましては、いま總裁から御答弁申しましたとおり、三十九年開設して四十二年度までは架線の事故が相当頻発したが、その後非常な努力によりまして、四十三年から四年間、四年以上架線の事故は一つもないということになりました。私は、架線の事故でそれが起りましたことについては、私ども常々七年にわたつて四億円でございまして、私ども常々人身事故が相当頻発したが、しかし新幹線で万一千事故がありましたならば、二百キロから速力を出してるので、らしいことになる次第でござりますので、その点は十分これから注意をして、まあ私ども常に聞いている次第でござりますが、國鐵の技術というのは、もう世界で誇るに足る技術である。したがいまして、安全性の確保につきまして、それだけに私は進んでいます。この御迷惑をかけ申しあげない次第でござります。

○瀬谷英行君 まさに間違えばたいへんなことになる性質のものです。この羽田の航空機事故について、架線並びにパンタグラフの破損によりまして運行が長時間停止になりまして、乗客に対しても多大の御迷惑をかけ申しあげない次第でござります。

が、幸いにして大事に至りませんでした。このことはまさに、何といふか、非常に不幸中の幸いだと思つておる次第でござります。

その前にお話をございましたが、羽田空港における日航機のエンジンの故障によりまして、これまで九日に一生を得たと言ふか、非常な大災害になりました。

その前にお話をございましたが、羽田空港における外部障害によりまして、いま御指摘がございましたような外部障害による不測の事

害になりませんで、人身事故を起こしませんでした

わざましたことは、乗客には御不安をかけました

けれども、不幸中の幸いだと思っておる次第でござりますが、これは私非常にその点心配をいたしまして、直ちに、私が国会へ出席中でございましたので、私の命令によりまして、事務次官をして

いたので、私の命令によりまして、事務次官をして

も「緊急に整備すべき地方鉄道」の範囲といふものをどうやってきめるのか、この緊急整備の度合いといふものをどういうふうにきめていくのか、

これをきるのはどこの機関がきめていくのかといつたようなことについてお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(山口真弘君) 今回の法律でございま
すが、これは現在の都市交通の非常な逼迫の現状
にかんがみまして、いま非常に困っておりますと

この輸送力強化のために複数新工事をすると
が、あるいは都心直通の乗り入れ工事をすると
か、あるいはニュータウンに対しますところの
所線とつなぐことによる土砂搬入など

て事業者からの申し出がござります。そして、その申し出によりまして運輸大臣がこれを政令で定める都市内における建設並びに改良というより

なことのため緊急な必要があると、また公團が適切であるというように認める場合には工事実施計画を定める、そして公團に指示をするということ

とでやつてまいるわけでござります。したがいまして、ただいまの御質問の点につきましては、結局運輸大臣が当該申請に基づきましてこれを認定を

○瀬谷英行君 提案理由の説明の中には、車両増備等を中心とする老朽化のムラを持つ各路線を強調する旨がござります。

併等を中心とする新規の利潤の伸び方と既存資源が限界に達しておる、こういうふうにあるわけです。が、それは私鉄に限らないわけです。

題でありますけれども、これは過密過疎といったような現象だと思うんですけれども、住宅公団で計画的にいろいろ住宅を建てておる、団地ができる

る、ところがその団地と交通のほうは必ずしも伴わないといふ結果がしばしばあるわけです。

そこで、まず住宅公園のほうにお伺いしたいふことですけれども、一体、現在どの程度団地を計画を

して建てておるか、それとその足の問題は一体どうなつておるのか。先般、この前の委員会のとき私もちょっと質問しましたけれども、たとえは埼玉県の高麗川近辺に団地をつくり、しかし水が出ないで入居者がいる。その限りにおいては確かに建設委員会の問題かもしれませんけれども、入居者が全部そろった場合に、さて足の問題となればこれは運輸委員会の問題になつてくる。ところが、いままでそういう足の問題について、団地ができる、すぐに鉄道のほうは私鉄である、国鉄である、スムーズにその地域の人たちを運ぶに不自由なくいつたということをあまり聞いていない。必ず団地ができると、その地域ではバス問題にしても、電車の問題にしても、いろいろ問題が起きてくるわけです。そういう点からこれは相当緊密な連係をとるべき性格のものじゃないかと思うのだけれども、現状ははたしてどうなのか。そこまで手が回らないのか、あるいはこれから建設されようとするところの公団住宅等は一体そういう点の配慮があるのかないのか、そういう点をうの機会にお伺いしたいと思うのです。

省のほうにもいろいろお願ひしておりますが、
ケース・バイ・ケースでその計画を御説明し、御

○瀬谷英行君 多摩ニュータウンの場合でも問題協力をお願いしておるわけでございます。

にならなかつたが、それからいま私が指摘したのは埼玉県の
県の一例ですが、千葉県でも相当大規模な住宅の建設が行なつてゐる。

夏語が行なわれてしまふ。しかし非常に不便な場所が多い。電車の駅まで行くのにバスで行かなければならぬが、バスもそぞろくまでも出ない、こういふ

たような話を聞いているわけです。バスにも乗れない状態では、今度は駅まで到達して、それから

ら先の電車、両方でもつて都心に来るのにくたくたになっちゃうんじやないかと思うのですね。そ

れではいかに住宅を建ててもつり合いがとれないことになると思う。そういうつり合いのとれ

ないまあ住宅建設といふものが統いたのではないでないと思う。そういう面、たとえば鉄道建設公団

が、それじゃ今回私鉄のほうの輸送力増強に力をもたらすかそうといってみても、鉄道建設公団と住宅公団

との間に今度はここに家を建てたから鉄道のほうを心配もいいし、国鉄でもいいから鉄道のほうを心配してくれないかといつぶやくな話合へといふもの

は一体行なわれてゐるのかどうか、その点をお伺いしたいと思うのですが。

○説明員（福地穂君） 住宅団地を建設いたします

り用をなさないので、ございまして、一般園連設備あるございますし、特に足の問題は、これは通勤動員

題でございます。したがいまして、その土地に庄
じてそれぞれの交通機關と交渉をいたし、あるい

は要請し、お願ひしていくことになります。す。

○済谷英行君 ふまくいへでいるかどうかです
問題は。

に、だんだんまあ適地が少なくなつてきました。都心部から距離が離れ、かつ駅から距離が離れることによるなことでございまして、住宅公園としてはいろいろ苦心してその間のギャップを埋めて

ように努力いたしておられますけれども、場合によつてはなかなかうまくいかない場合もござります。
○瀬谷英行君 それじゃ、たとえばことじゅうに完成を見込まれて、あるいは来年早々にでも完成を見込まれて、団地の位置ですね、どういうところがあるのか、東京近辺だけでいいですが、あげてみてください。

○説明員(福地総君) 先ほど申し上げましたように、十数カ所ございまして、東京都内では多摩ニュータウン、グランドハイツ、あるいは八王子市の寺田、あるいは八千代市、千葉市の千葉海滨ニユータウン、それから埼玉県におましても三郷、狹山台でございます。それから横浜には港南台、平塚あるいは平沼というのがございます。

○瀬谷英行君 ちょっと聞いていただけでもやはり都心からかなりみんな離れておりますよ。それでそういうところに住む人が、これは夏、キャンプに行くのとわけが違うのですからね、たいがいの人は都心に通勤する人が多いわけでしょう。地元でもつて商売する人もあるかもしらぬけれども、どちらかと言ふと地元で商売をするといらんよりも、東京を中心に行き人のほうが多いと見なきゃならないし、学校にしても、大学以上になりますと東京へ通うというケースが多いと思うのですね。どうしてこれらの東京周辺の地域と都心を結ぶ鉄道ということを考えるのは、これは当然のことだと思うのですがね。いまのこの鉄建公団法の改正でもつて考へられてているのはごく一部だと思ふのですね。そこで鉄建公団の総裁にお伺いしたいと思うのですが、現在考へている私鉄に対するいろいろ輸送力増強の方針が、すでに建設を見込まれて、いる住宅団地あるいは人口があつてある地域の輸送需要に対応できるのかどうか。何をぐらいい対応できるのか、その点はお調べになつてあると思うのですが、この機会に御答弁いただきたいと思います。

○参考人(篠原武司君) この公団法の改正で、これが通りますと、そういう問題について真剣に取り組みます。そこで、現在考へている私鉄に対するいろいろ輸送力増強の方針が、すでに建設を見込まれて、いる住宅団地あるいは人口があつてある地域の輸送需要に対応できるのかどうか。何をぐらいい対応できるのか、その点はお調べになつてあると思うのですが、この機会に御答弁いただきたいと思います。

り組んでいかなければなりませんが、これをやる手続から申しましても、私鉄でいろいろ計画を立てまして、それを運輸省で認可いた。だいて仕事にかかるといふ中から公団としてやるもののがきまつてしまりますので、運輸省のほうから御答弁いただいだほらがいいかと思いますので、どうぞよろしく。

○政府委員(山口真弘君) 先生御指摘のように、まあ住宅を建設をして、そして足の問題がおろそかになつてゐる。そのために非常な不ぐあいな点が生じておるということにつきましては、多摩ニュータウンの実例に従つても先生御指摘のとおりでございます。

そこで今回、この法律を立案するに際しまして、そいつた点を十分に考えまして、非常に大きなニュータウン、たとえば新住宅市街地開発法によるところの新住宅市街地開発事業あるいは土地区画整理法によるところの土地区画整理事業、そういう施工区域内につきまして鉄道施設なりの建設なり改良といふようなものを行なう、そういう場合には、そういう計画を作成をするという段階におきまして、建設大臣の意見をも聞きまして、そうしてまあ大きな意味での両者間の調整といふやうなものをやつてまいりという仕組みになつております。

それから、個々のこういう大きなものでない場合の住宅団地の建設等につきましては、これは先ほど建設省からも御答弁がございましたように、隨時住宅側から鉄道側に対しましていろいろな情報等をいただきましたし、そして、それによりまして将来の輸送力増強の必要性というものを判定しまして、そうして私鉄あるいは国鉄の輸送力増強といふやうなものをやつてまいりおるということでございます。

○瀬谷英行君 現在の住宅団地のでき方あるいは人口のふえ方、これは住宅団地ができるから人口があふれるといふわけじゃない。団地だけじゃなく

よどんどう。で、これに対応できるだけの輸送

力といふものは、国鉄と私鉄とを問わず私はないと思う。ところが現在、たとえば今回の鉄建公団法の一部改正の法律案にしても、これによつてなに得ることは全くズバメの涙のようなものじゃないかといふ気がするのですね。そこで根本的には私鉄に対する輸送力増強対策とか、国鉄に対する方法とか、区別していられない時期に來てゐるよう気がする。総合交通対策としてこれは思い切つた先行投資をやらなければいけないと思う。だからその先行投資を行なうには、国鉄に対しても、たとえば赤字線であるから全然投資をしないといったようなことをやつておると、いよいよますます、これはにづちもさつちもいかないことになるのじやないかと思う。だから私鉄のみならず、国鉄に対して、この提案理由に書いてあるような目的であるならば、やはり輸送力増強の対応策といふものを考えなければならぬと思うのですね。その点は、国鉄に対してはもう赤字対策で、合理化をもつて、どちらかといふとまあ、うしろ向きの対策ということしかいま考へられないような気がするのですけれども、それでよろしいといふふうにお考へになるのかどうか、この点をお伺いしたいと思う。

○政府委員(山口真弘君) 問題は二つ実はあるよう拝察いたします。

その一つは、やはり私鉄、国鉄を問はず、都市の膨張、通勤通学の混雑の緩和、そのための輸送力増強の必要性といふことでございまして、それにつきましては、たとえば都市交通審議会におきまして、今後の都市の形勢並びに人口の増大の状況、必要となるところの鉄道輸送力の姿といふものを判断をいたしましたして、そうしてそういう面で輸送力の増強の計画のアウトライントといふのを定めまして、そしてこれに従つて輸送力増強計画を実行していくといふことに相なるかと思いまして、それが、今後も新計画におきまして、通勤投資を重視といたしまして、そうしてそういう面

つきまして、そういう輸送力の増強計画を立てておるわけでございます。

そこで、国鉄につきましての輸送力増強計画でございますが、実は從来やつてまいりました国鉄の輸送力増強計画は、まあ主としては、通勤通学の輸送に關連いたしましては、東京付近の通勤対策といふものを中心としてやつてまいつたわけですが、私は、私どももこれにつきましては今後の新長期計画の中におきまして、通勤輸送の重視といつたようなことをやつておると、いよいよまたも、たとえば赤字線であるから全然投資をしないでも輸送力増強の必要性があるということは当然でございます。

その次に、国鉄につきましての収支の問題についての通勤投資といふ問題でございますが、これはまあ通勤輸送投資は非常に取支採算上困難な点が多々あるということは、国鉄、私鉄を問はず、先生の御指摘のとおりだと思います。何と申しましても非常にばく大な資金が一建設費が必要でござります。しかもそれによるところの旅客輸送の増といふものは非常に長期を要するわけでござりますから、したがつていわゆる懐妊期間が長期にわたるわけでございます。その意味で通勤投資といふものは、どうしても採算上からいきますと、非常に悪いといふことはいなめない事実でござります。しかしながら、国鉄の投資全体といたしまして、これは採算の面だけでやはり考えるべき性格のものではございません。国鉄の使命上、必要とするならば採算の面を無視してその通勤投資をやつてしまはなければならぬわけでありまして、従来もそのとおりやつてまいつたわけでございまして、それが、今後も新計画におきまして、通勤投資を重点に置きまして、整備をさせなければならぬものと、こういうように考へております。

○瀬谷英行君 国鉄にお伺いしたいのですがね。この前、国鉄の出席のないときにちょっと聞いてみたんですが、たとえば八高線とか、川越線といふのは現在そろばん上は赤字線です。したがつて、武線の津田沼まで、それから東北線につきましては、いわゆる五方面作戦と申しまして、總

いう計画はない。しかし、私鉄が交錯しているわけです、西武鉄道とか、東武鉄道とか。国鉄の川越線なり、八高線の沿線に団地ができた場合、もし鉄道の便宜をはかるうとするならば、西武線なり東武線の乗り入れですね、相互乗り入れといふことを考へなければならぬじやないかといふ気がするのです。それはゲージの違う鉄道ではこれは無理でけれども、ゲージの同じ場合は、国鉄の八高線のようなところを電化して、あるいは川越線を電化して、複線化をして、輸送力の増強の余地をつくつておいて、そして私鉄との相互乗り入れということをやれば、団地ができるもその団地の周辺の輸送需要を満たすことはできると思うのです。しかし、それをやるためにには私鉄も金をかけなければならないし、国鉄も投資をしなければならないという問題が出てくる。いま御答弁に述べたことは、これは私鉄がまずその気を起こして、それを、これは私鉄がまずその気を起こして、そして運輸省のほうに話をしても、何とかここでもつて複々線にしたいから金を出しても、られないかといふことにならないと、すらすらとこの公団法の一部を改正してみたところで金は出でこないようになつてゐるわけです。そうすると、国鉄と私鉄と両方にまたがらなければいけないような地域では、もう救済の方法がないということになつてしまふわけですね。一体どうするのか。こういう場合に国鉄としては、いま鐵監局長も言つておるようには、赤字だからやらないといふわけにいかぬだらう。特に僻地の赤字線と違つて、これは少し思つて切つた投資をすれば黒字になるかもしねないところの首都圏の鉄道なんですから、こういう部門に對して国鉄としてはどのような方策を考えているのか、との点をお伺いしたいと思うのです。

○説明員(長浜正雄君) 首都圏とか大阪のようにも第三次以降相当投資をいたしました。大体車両を除きましたが、毎年五百億以上の金をつぎ込んでおりました。御承知のように、首都圏においては、いわゆる五方面作戦と申しまして、總武線の津田沼まで、それから東北線につきましては、いわゆる五方面作戦と申しまして、總

きましては中野—三鷹間の複々線化、それから中央線につきましては東京から平塚までの複々線あるいは三複線、常磐線につきましては取手までの複々線の工事を進めてまいりまして、大体それぞれ完成または完成に近くなっております。ただ一部、東海道線につきましては地元の反対がありまして、まだ進展しておりませんが、これも大体い方向に進みつあります。大体東京付近の当初計画通り投資をしておりませんので、今後は大阪付近の通勤通学輸送並びに東京の首都圏につきましても、以前に計画しました以上の一以上というものは、以遠あるいはそれ以外の線区の輸送力増強、これに十分これから金をかけていかなければならぬ、輸送力増強の設備をしていかなければなりません。こういうふうに考えております。たとえば総武線につきましては、津田沼から千葉のはうにかけましての複々線化の問題、それから赤羽—大宮のみならず、赤羽—上野周辺の線路の改良の問題、あるいは三鷹まで複々線になつておりますが、三鷹から先の複々線化の問題を考えると同時に、それ以外のいままで投資をあまりしておりませんでした、たとえば先生御指摘のような川越線とか八高線とか、あるいは横浜線といったような線区に対しとの投資をこれから考えていかなければならぬという段階に来ております。ただ大阪につきましては、まだあまり今まで積極的な投資を輸送力増強ではしておりませんので、非常に緊急を要するような事態になつておりますが、これを考えていきたい。幸いこの中に約七兆というような予算規模も盛つていただいておりますので、それらの中で新しい線区の、いわゆる周辺部の線区の中であれわれとしてはこの新しい投資計画を、輸送力増強を考えていかなければいかぬ、こう

思つております。たゞ、いま具体的には、それではどの線区をどうするかというところまではまだ決定しておりませんが、これはもうこの法案を御決定いただきましたら早急に案をまとめていきたい、こう考えております。

それから、それで先生御指摘の、私鉄との相互乗り入れの問題を考えられないのかといふ御指摘ございます。これは全く先生のおっしゃる御意見は私たちものとおりだと思います。で、いろいろわれわれも検討いたしまして、現在すでに、管団地下鉄とは、五号線、あるいは常磐線と九号線といったような相互乗り入れをやっておりますけれども、周辺地区の私鉄との相互乗り入れということを考えなければならぬ問題だと思います。

ただ、ここで問題のは、先生御指摘のように、ゲージが違う場合が一つ問題になります。それからもう一つは、相互乗り入れをしますにしましても、私鉄側の輸送力が増強されませんことには、いま以上の輸送力をつけるのにまいりませんので、このほうの設備投資をしなければならない、あるいは車両の投資をしなければならないということになります。これはさいぜん申しました中の一環として考えなければならぬ。それからもう一つは、私鉄にかりに乗り入れしたとしましても、私鉄の東京付近のターミナル付近の輸送力が相当詰まっています。それぞれ東武、西武、東急、いろいろござりますけれども、それらの東京方の輸送力がちょっと詰まつておりますので、この辺の輸送力増強の計画をやつていただきねば、せっかく相互乗り入れをしましても、なかなか都心まで入つてこれないという問題がございます。それらを考えると同時に、もう一つは、相互乗り入れするためのジャンクションの設備の問題もござります。いろいろ考えなければならぬ問題があります。われわれとしてはいろいろ勉強をしておりますが、非常にいろいろ問題がございますので、まだ結論まで達しておりませんが、将来の問題としてはそういうことも考えなければならないと思いますが、何はともあれ、それよりも国鉄自体の周

○瀬谷英行君 国鉄自体の周辺部の輸送力増強を考える
考えなければならぬということは確かにそうだと
思ひますよ。ところが、現状はおくれていると
思ひますね、全然。特に私鉄なんかの場合にはな
おさらです。さつき運輸省から都市交通審議会の
お話をありましたが、都市交通審議会が考えてい
るような構想で一体間に合うのかどうかという気
がするんですね。たとえば地下鉄の延長の問題に
いたしましても、昭和六十年ぐらいを考えてやる
というのですね。昭和六十年なんというのは、ず
いぶん先の話ですよ。私は、やはりそんな何十年
も先、二十一世紀のことをいまから考えていたん
じや話にならぬわけです。しかし、来年がすでに
もうあふれているわけですから。だから、ほかの
ことと違つて、これはかなり思い切つて輸送力と
いうものを増強しなければ、首都圏でも近畿圏で
もパンクしてしまふと思ひます。パンク寸前の
状態なんです。だから、これは尋常一様の手段で
は間に合わないという気がいたします。

そこで、このターミナル周辺の輸送力といふ問
題ですけれども、国鉄もちろん必要だけれども、
それに私鉄も合わせる必要があると思う。その私
鉄のほうで合わせるということは、これはまあま
ばらばらでやると、非常にまずい結果が出てくる
わけです。一つの例として常磐線に対する管内圏地
下鉄の乗り入れの問題があります。この常磐線に
対する管内地下鉄の乗り入れは、私考えてみてよ
く、運賃や何かの面で非常に不便、不合理な点が
出てきていますね。あんなことは私はやり方で
もって、私鉄と国鉄という変なワクを、部分的に
ではない西日暮里を経由するだけで余分な運賃を払
わなければならぬなんていうばかれた話はないと
思ひますね。だから、少なくとも、東京周辺のよ
うに、あるいは大阪周辺のように、国鉄なり私

鉄なりが交錯している地域においては、乗客の便宜を第一義に考えるならば、運賃制度についても一つのワクを取つ払つてしまふ、ブール制にして、運賃制度でも便宜をはかるということをひとつ考えなきやならぬ。それから、相互乗り入れを行なつて、そうして乗りかえの繁雑さを解消する。あるいは、これは利用者にとっても乗りかえの繁雑さだけれども、乗りかえによる混雑を解消するといふことも必要だと思うんです。そういうことはやつてできないことじゃないと思うんですね。これは交通政策として考えてやれば、私はできることだとと思うんですよ。国鉄は国鉄でもって財政再建を考える、私鉄は私鉄でやる気があるなら、鉄建公団から錢を借りろ、これでは問題はもう解決しないと思うんですね。だから、やはり根本的にこの問題を解決をしようと思うならば、そういうセクト的な、部分的なことを考えないで、思い切った方策というものを考えて、私鉄、国鉄の相互乗り入れを行なう。それから運賃制度上の障害は取つ払うようにする。

す。そういう運送をいたしておりまする限りにおきまして、特に東京の場合をござんになつてみますと、一つの目的地に行くのに非常に多くの経路があるわけでございまして、しかも、その経路が二つ以上の事業者によつて運営されるというような場合がござります。そういうふうな場合には、これの運賃をどうするかといふ問題は、経路がいろいろあるという問題とともに、今度は、先ほど先生が御指摘になりましたトヨタ自動車、並行しているような区间における運賃が違ってくるという問題、運賃の率の問題。たゞいま、国鉄と小田急といふような運賃の率の問題におきまして、それをどうするか。その場合に、今度は、それが二つの運賃制度が結びついている場合に、それを併算をしたらいのか、通算をしたらいいのかというような問題。それから、さらに、もうひと段落の運賃といふのがどうかというような問題がございまして、非常に複雑な問題が多くあります。したがつて、この問題は、先生御指摘のとおり、均一運賃によるところのプール制といふこととの運賃がいいのかどうかというような問題がございまして、非常に複雑な問題が多々あります。したがつて、この同一の運賃にしたところの事業者、少なくとも運賃については、全部の事業者が同じ事業がやつていてるよなことにしたらいじやないかといふような御意見も当然あり得るかと思います。さらに、その同一の運賃にしたところでの、その運送経路に従つて、現在は、実際に運送された区间に従つて運賃を取るという原則になつてゐるわけでござりますから、そういう原則との関係といふ問題がござります。いずれにいしましても、この問題は非常に複雑な問題を含んでおります。私ども、前の常磐線問題以来、鏡検討をいたしておるところでございますが、これは事業主体の今後のあり方、都市交通における事業主体のあり方の問題とのからみという問題もありますて、今後、もう少し検討をしていただきたいと存ずるところでござります。

生おおしやるとおりで同感でございます。どうして
でもやはり運送主体が違う輸送手段というものが
あります場合に、これが相互乗り入れをいたしま
して、郊外部から都心に直通をしてくるというよ
うなことによりまして、お客様の便益にもなるし、
それから乗りかえ駅におけるところの混雑の解消
ということにもなるということがあります。これは私どもどうしてもそういう方向でやつて、
東京におきましては、日比谷線に対しまして東武
線と東急線が乗り入れておりますし、さらに九号
線に対しまして国鉄と小田急——いま工事中でござ
いますが、乗り入れということになっています。
し、さらに東西線につきまして、国鉄が中野及び
西船橋で乗り入れをする。さらに都営地下鉄につ
きまして、京成電鉄とそれから京浜急行が乗り入
れをするというようなことで、私ども、この都心
直通への列車の乗り入れ、鉄道の乗り入れといふ
ことは大いに促進をしていかなければならぬもの
だと、こういうように考えております。

○瀬谷美行君 問題は、やはり私鉄でも国鉄でも建設費が一番大きいと思う。この建設費をそれぞれの事業単位ごとで持つてあるということであるから、問題が複雑になってくると思うんですけれどもね。大体、建設費というのは、じゃ、国家的な公共投資として國のほうでめんどうを見て、そのレールを利用するには、国鉄も私鉄もあんまりワクをはめないで利用できるというような制度にしていいがいいと、なかなかこれは利用者に対してみれば、不便は解消しないと思うんですね。一ぺんにそれはできないかもしれないけれども、原則としては、これは今回の鉄建公団法の考え方といふのは、やはりある程度国が私鉄の場合でもめんどうを見よう。このままでおけば、通勤輸送難というものはまるきりうちやらかしになるからめんどう見ようという発想だと思うんです。だとすると、その発想というものは、私鉄、国鉄の差別なく、少なくとも多額の費用を要する設備投資ですね、鉄道の建設費といふものには国が思

切つためんどうを見るといふことをやることが一番いい方法じゃないかといふに思われるわけです。そういう方法があまく行なわれることによって、輸送需要を満たすだけの輸送力の増強といふものは可能になつてくるといふ気がするわけです。そういう方向にいこうといふ考え方立っているのかどうか。現在ではまさに微々たるものだと思ふんですが、将来そういう構想に考え方を広げていくといふお考えなのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○政府委員(山口真弘君) 先生の御指摘のように、鉄道の場合には建設費が非常に大きく、しかも、先ほど申しましたように、懷妊期間が長く、収益的には非常に問題がある建設でござります。したがいまして、これにつきまして国家的な助成というようなものを大いにやつていかなきやならぬということは御指摘のとおりでございまして、その点におきましては全く異論がございません。ただ、從来から国鉄、私鉄、地下鉄——地下鉄につきましても、都営、都営といふように、別々の事業主体が建設をいたしておりまして、そういう別々の事業主体が建設をしていくことに対しまして、それに対応する建設のしかたというのが現実に從来からできております。そういう、何といいますか、從来からの縦縛、といふものを踏まえた上で建設を促進していく、といったてまさに立って、それをについての助成を講じておるといふわけですね。ある意味では、そういうふうなことによつて建設を促進してまいつておるわけでございますが、たとえば国鉄につきましては、今般のよろくな一部、國が出資をし、そして四分五厘までの利子補給といふものによつて建設を進めていく。地下鉄につきましては、建設費の五〇%に対応するものにつきましての助成をやつしていく。あるいは、私鉄につきましては、從来は、國の直接助成といふものではありませんかたわけでございますが、今回は、鉄道建設公團がかわつてこれを建設をするものにつきましての助成をやつしていく。その建設につきましては、低利の資金を融通し、そして長期の分割払いといふことで、私鉄の

輸送力増強ができるようになりますといふやうなやり方自体につきましては、今までの何といいますか、経緯といふものに基礎を置いた助成の強化といふ形になつておるわけでござりますが、根本的な精神におきましては、先生御指摘のように、大いにこうつた鉄道建設については國の助成をしていかきやならないということでござります。

○瀬谷英行君 具体的に各団地と都心との間の輸送といったよな問題について触れてみたいと思つたのですけれども非常に長くなりますが、きょうは保留をさせてもらいたいと思います。しかし、問題は、事業主体が私鉄の場合はどうしたってこれはそろばんをはじくわけです。そろばんをはじいて採算に合いそうもないということになれば、いかに公共的な使命を持つと言つてみても、そのためにわざわざ投資をするという気になるかどうか、その点が心配だと思うんです。特に私鉄の場合、認可権を持っておつても、工事に着手しないといつたよな実例を私は知つてゐるわけです。だから、そういう石橋をたたいてもなおかつ渡らないといったよな傾向を見るにつけても、通勤輸送の混雑緩和のために、はたしてこれから私鉄が運輸省の思うよにいろいろな投資を行なうということについて踏襲するかどうか非常に疑問がある。だから、そういう場合、公共性を考えた場合に、私鉄をしてなつかつ思い切つて投資をさせるといつたよな指導が運輸省としてで生きるのかどうか、また、そういう意識を持つてこれから対応されるのかどうか、その点をお伺いしたいと思つ。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 先ほど来いろいろ適切な御質問をいただいた次第でござりますが、先ほども御指摘がございましたけれども、一番のやはり根本は、私も、これだけの、首都圏にいたしますると東京の人口の過密、これをこれ以上膨張させることを放てきしておくかどうかといふことが一番の問題じやないかと思う次第でござります。首都圈整備委員会におきましても、御承知のとおり、あるいは工場につきましてはもう敵

非常に規制をしておる、学校につきましても新設に
つきましては規制をしておる、こういうことでござ
いますが、しかし、事務所人口が最近の首都圏
の人口増加の三分の一以上にもなるといったよう
な規制をどうするかというような問題がございま
す。これらの問題はやはり早急に思い切って規制
をしてまいり、これ以上なるべくやさない、そ
して、私どももしよつわゆう申しておりますし、
先生方からの御意見も承っております、要するに
過疎過密の解消を漸次はかっていくということを
が、やはり一番の根本である、輸送対策も、やは
り過疎過密が急速にますます進んでくるというこ
とになりますと、しょっちゅう御指摘を受けてお
る次第でございますが、後手々になつていてる。
後手々はいいけれども、実際は、ほんとうの
運行はできなくなるのではないかという問題が、
率直に申して私はあると思うのでございます。私
は、やはり強い国策の線でもって、これらの問題
をやっていかなければならぬ。私は、国鉄再建
対策の一一番の根本も、その線に沿つてやつしていく
ということが一番の大きな問題である、こういう
ふうに思つておる次第でございます。

ことはできないということで、はなはだ僅ではござりますが、第一歩を踏み出した、こういうふうにお考え願いたい、こう思つておる次第でござります。そういうことによりして、相まちまして、それらの問題を解消していくかなくちゃならない。それからやはり将来におきましては、事業者本来の立場に返りまして、運輸行政をいたしましても、やはり相互におけるところの齊合性と、いろいろものを十分に私は考えてまいる。たびたび御指摘がございましたが、具体的に私どものほうもすでに研究に着手しております。また、現場にもこれから派遣をしまして、早急にそのいろいろの具体案——わが国の実情、東京の実情、近畿の実情に合つたように、具体的な案を、ブルークリーンをどういふふうにするかといふふうな問題もさつそく研究にとりかかるつておる次第でござりますが、いわゆる西ドイツでいわれているレーバープランというものが、日本のいまの運輸状況にあってどれくらい実現できるか、国鉄で申しますと、総合原価主義に対しましてどれくらいの修正ができるかといふことは、やはり早急に私は検討してまいらなく、ちやならない時期にきておると思ひますのでございまして、御質問の御趣旨はことごとく私も胸にこたえておる次第でございまして、これらの方に向につきまして、これから運輸行政としては勇敢に進まなければいかぬ、こういふふうに思つておる次第でござります。

くるために今回のこの法律改正がなされると思うのですがございますが、でありますならば、国や地方公共団体が金も全部準備するべきではないか。これは鉄建公団が金を借りまして低利でやる、そしてつくりましたあと、これを私鉄にまかせるということになりますが、でなくて、國や地方団体が全部この金をつくって、そして建設をして、あるいは私鉄や國鉄にまかせる、こういふ方向にあるべきではないか、そう思いますが、大臣いかがでございましょうか。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) やはりいまの自由主義経済社会におきましては、鉄道事業といふものは一つの企業でございます。企業でござりますから、やはりその施設に対しましては一定の資金を投じまして、そしてその資金の投じた対価をある程度収入で求めるということがやはり原則であるということは、いまの現時点におきましては、これは原則として貰かなければならぬと思ふ次第でござりますが、しかしながら、いま先ほどから私は申しておりますように、大都市交通におきましては、この交通空間を獲得することが非常に容易じゃない、また工事費も非常にかかるのでありますから、その点につきましてどのくらい一般国民に御負担を願うかということがやはりこれから的一番の問題になるというふうに思ふ次第でござります。したがいまして、これを一般の利用者だけにまかせずして、そしてどのくらい一般の国民の納税者の御負担を願うかという問題が、国家がどのくらい出しか、地方公共団体がどのくらい出すかという問題になつて、この限界是非常にむずかしい問題でござりますが、私は将来におきましては相当大幅にこれは出していかなくちゃならない、こう思つておる次第でございます。したがいまして、今回は非常にまだこの点におきまして条件といたしまして不満でございますが、あるいは普通でまいりますると七分八厘、普通にいいますと会社におきまして開銀その他の金を借りましても七分八厘ぐらいかかるものを、やはり國及びに地方団体からの利子補給によりまして六分ぐらい

でもって済ますといふやうなもので、しかも長期にこれを鉄建公団が施工することによりまして、その敷設に対するところの苦労、敷設に対するところのいろいろの諸費用、あるいはまた財源の獲得といふようなことは全部鉄建公団がいたしまして、私鉄にはその点のいろいろの義務的の費用あるいはその他のいろいろの問題につきましては苦労をかけぬということです始ましたのが今回の制度でございます。

○小柳勇君 私は西欧諸国八カ国の高速鉄道の建設状態について課題を出しておきました。私もちょっと勉強したのでありまするが、たとえばアメリカになりあるいはイギリスなりドイツなり、全部八カ国やりますと時間がかかりますから、鐵監局長、特別いま申し上げたアメリカ、ドイツ、イタリアぐらいの、ひとつ高速鉄道のいまの建設状況について御説明願いとさせていただきます。

○政府委員(山口真弘君) 諸外国におきまする鉄道の助成でございますが、アメリカを除きまして、私鉄がこれを建設し運営をしているというところは現在は少のうございまして、大体におきまして国営または公営ということによって大体においてやつておるというのが多いわけでござります。そして、そのアメリカにおきましての助成でございますが、これは先生御承知のとおりの、例のペン・セントラルが非常な破産状態におちいりまして、それに対しまする国の助成としての融資保証の法律をつくりまして、そして、四百五十億円を限度といたしましての融資保証を行なうといふようなことをいたしております。それから、さらに全米鉄道公社等におきまして、例の、これは旅客輸送——アメリカの鉄道は貨物輸送が中心でございまして、旅客輸送が非常に悪いわけでありますので、その非採算的な旅客輸送というものを何とか維持しなければいかぬといふことで都市間なら全米鉄道公社といふものをつくりまして、これに政府がお出しまして、関係鉄道会社が現物を出

資しておるというようなやり方をいたしておるわけでございます。

それから、その他いろいろ州等が個別的にいろいろやつてあるのがあると思いますが、詳しいことは省略をいたしまして、それからフランス等におきましての鉄道助成というものが、これはどちらかといいますと欠損補てんという性格が非常に強いわけでございます。それで、その鉄道をある程度縮小しつつ維持をしていくという形において、その欠損補てんというものが中心でございまして、日本のようく鐵道を大いに建設をしていくといふものではないようございます。

日本の制度は、これはまあ國鐵におきましても、今回の財政再建特別措置法の改正等で御審議をお願いしているところでございますが、国としての出資及びこれに対する大きな利子補給ということによりまして鉄道建設を促進をしていくという方向の助成をいたしておる。それから私鉄につきましても、その建設費につきましての五〇%といふようなものにつきまして、その建設費の五〇%について出資をするということによりまして鉄道建設運営というものを作りならしめる。それから、今回の私鉄に対しますところの助成方式となつておるわけであります。若干、諸外国と日本の考え方とは違うように思います。

○小柳勇君 若干機構は違いますが、私は申し上げたいのは、都市の高速鉄道は公共施設であるという考え方ですね。國を援助してやるとかいふようなことでなくて、当然國が施設をして、つくつて、そして、それで國民を運ぶのだという、そういうような方向にあるのではないか。したがいまして、いま特に一步前進の鉄建公團法の改正がなされつつありますから、これにけちつけるわけじゃありませんけれども、もっと公共施設であるという観念で、國鐵も私鉄も、つくるのはとに

かくもう國が責任を持つてつくつてやるのだ、これがでございます。

そういう觀念を確立すべきではないか、そういうことを言いたいわけです。その点についていろいろ議論はありますけれども、大臣の見解を伺いたいと思います。

○政府委員(山口真弘君) 都市の鉄道でございますが、これはもう先ほどから申してございますが、これより、非常に建設費が膨大でございます。しか

も、その膨大な建設費によりまして、これによるところの収益という面を見ますと、これは輸送量の増加というものはそう早急にはございません。非常に懷妊期間の長い投資でございまして、その意味では、収益的には大いに問題があるわけでございません。したがいまして、これを從来の事業者自身の責任、國鐵にいたしましても私鉄にいたしましても、事業者自体の責任におきましてこれをやらせるということは非常に無理があるわけでございまして、その点は、國が積極的にこ入れをして、この建設をやらせなければならぬといふことでございまして、この点はもう先生のおっしゃるとおりだと思います。まあ從来國鐵の建設についての助成というのは、國鐵のやり方として制度がだんだん固まってきております。いわばそれに従いまして、それを發展させた姿が今回の國の出資並びに大幅な利子補給ということございます。

私鉄につきましては、実は從来そういう考え方があございませんでした。わずかに開発銀行からの融資ということだけであったわけでございますが、今回は、そいつたことではもう私鉄による

融資といふことができないということです。抜本的な今回の改正になつたわけでございまして、各事業者が申し出に基づいて運輸大臣が審査をするわけでございまして、具体的には現在まだまとまりません。おりませんが、いろいろ候補になつております。つまり、検討いたしておりするものといたしましては、たとえば、先ほど申し上げました複々線増いたしましては、京王帝都電鉄の

京王線、あるいは小田急電鉄の小田急線、あるいは東武鉄道の、これは本線の伊勢崎線、それから

鉄道建設公團をつくつて、そして國鐵から建設部門をはずしまして一步前進したのだということを、いろいろ苦労話が書いてございますが、これをさらに前に進せしめなければ國鐵經營も私鉄の經營もなかなかいいへんではないか、そういうことを考へるわけです。したがいまして、當面この法律で緊急につくらなければならぬと考えておられる線区はどういうところですか。

○政府委員(山口真弘君) 今回のこの法律によりまして、緊急に整備すべき路線でございますが、やはり何といましても、都市の通勤輸送の増大ということに対応するところの輸送力増強方策、それは都心部におけるところの都市機能の純化並びに事業所の増加、一方周辺部におきますところの住宅の増大というようなことによるところの通勤輸送の増大ということに対応するためのものといたしますて、たとえば從来複線化しておきましたところのものを複々線化するといふことによりまして、抜本的に輸送力を増強する、あるいは都心部におきましては、地下鉄を建設するわけでござりますから、そういう地下鉄建設に直通するような私鉄路線というものをつくる、私鉄の地下鉄直通の都心乗り入れの工事、それから最近問題になつておりますところの非常に大きな住宅団地ができるわけでございます。新住宅市街地開発法等によるところのニュータウン、このニュータウンは、やはり足がなければ役に立たないわけでございますから、こういったような大きなニュータウンに対する足としての鉄道の建設といふものを私ども考えておるわけでございます。

○小柳勇君 いま言われたところの会社は、軌道部面では赤字ですか黒字ですか。

○政府委員(山口真弘君) 現在の私鉄の経営の内容でございますが、現在私鉄は、企業といたしましては収益をあげて配当をいたしております。しかししながら、鉄道事業は非常に収益が悪うございまして、この、ただいま申し上げました会社も、たしまして内容を検討いたしております。

○小柳勇君 いま言われたところの会社は、軌道部面では赤字ですか黒字ですか。

○政府委員(山口真弘君) 現在の私鉄の経営の内容でございますが、現在私鉄は、企業といたしましては収益をあげて配当をいたしております。しかししながら、鉄道事業は非常に収益が悪うございまして、この、ただいま申し上げました会社も、たしまして内容を検討いたしております。

○小柳勇君 したがいまして、鐵道部門で赤字で、この新線を建設いたします建設費は、これは公団が借金でやりますするが、建設されましたあと鐵道部門としては赤字でございます。

○小柳勇君 したがいまして、鐵道部門で赤字で、この新線を建設いたします建設費は、これは公団が借金でやりますするが、建設されましたあと引き受けるその鐵道部門が、今度は二十五年間借金を払つていかなければなりませんね。したがいまして、そういう返済が赤字をさらに加えていく

のでないか、だから、つくりましたのも、それを運営するほうは決して喜ばないです。これは國鐵もそうでしょう。あとでこれは國鐵に聞きますけれどもね。したがつて、そういうものをわかりながら、これは全責任を負いますとは言い切れないのでないかと思うのです。したがつて、さつと運営するほうは決して喜ばないです。これは國鐵もそうでしょう。あとでこれは國鐵に聞きますけれどもね。したがつて、そういうものをわかりながら、これは全責任を負いますとは言い切れないのでないかと思うのです。したがつて、さつと運営するほうは決して喜ばないです。これは國

京成電鉄の青砥一高砂間、あるいは京阪電鉄の守口一寝屋川間というところを一応複々線線増の候補として検討をいたしておる段階でございます。

さらに、地下鉄直通のものといたしましては、たとえば西武鉄道の、西武線の地下鉄接続、あるいは東京急行電鉄の新玉川線の直通部分、それからニュータウン新線といたしましては、ただいま検討をいたしておりますものは、多摩ニュータウンに対しまするところの京王帝都電鉄の新線あるいは小田急電鉄の多摩ニュータウンに対しまするところの新線というようなところを現在候補といふことに対応するところの輸送力増強方策、それはなかなかいいへんではないか、そういうことを考へるわけです。したがいまして、當面この法律で緊急につくらなければならぬと考えておられる

線区は、どういうところですか。

○政府委員(山口真弘君) 今回のこの法律によりまして、緊急に整備すべき路線でございますが、やはり何といましても、都市の通勤輸送の増大といふことに対応するところの輸送力増強方策、それはなかなかいいへんではないか、そういうことを考へるわけです。したがいまして、當面この法律で緊急につくらなければならぬと考えておられる

線区は、どういうところですか。

○小柳勇君 いま言われたところの会社は、軌道部面では赤字ですか黒字ですか。

○政府委員(山口真弘君) 現在の私鉄の経営の内容でございますが、現在私鉄は、企業といたしましては収益をあげて配当をいたしております。しかししながら、鉄道事業は非常に収益が悪うございまして、この、ただいま申し上げました会社も、たしまして内容を検討いたしております。

○小柳勇君 したがいまして、鐵道部門で赤字で、この新線を建設いたします建設費は、これは公団が借金でやりますするが、建設されましたあと

鐵道部門としては赤字でございます。

○小柳勇君 したがいまして、鐵道部門で赤字で、この新線を建設いたします建設費は、これは公団が借金でやりますするが、建設されましたあと

鐵道部門としては赤字でございます。

ては。そういうものをこの際、抜本的に改正する必要がありはせぬか、こう思うから質問しておるわけです、いかがでしょうか。

○政府委員(山口真弘君) 先生おっしゃいますように、鉄道の建設というのは、非常に採算面につきましては問題があるわけございまして、その意味では、鉄道建設公団が建設をいたしまして、それを長期割賦の方向によりまして譲渡をすると、それを長期割賦の方向によりまして譲渡をすると、鐵道事業者にとりましては、さしあたっては、かなりの負担になるし、赤字もやはりふえてくるということは当然考えられるところでございます。しかしながら、私も、鐵道事業者といふのは、当該地区におきまして公益的な鐵道事業を經營しておるわけでござりますし、そうした公益的な鐵道事業が、非常に輸送が逼迫をいたしておりまして、乗り切れないような状態になつてきておるというような場合に、もうからないからといってこの輸送力増強をしないといふことはやはり考えられないでございまして、その事業を担当している責任者といたしまして、当然これはやはり輸送力増強といふの道に踏み切つてもらわなければならぬ。それで、そういうことである以上は、従来の自前でやるよりは、とにかくこのほうがはるかに有利であるといふことは間違いないわけでござりますので、とにかく、この制度でもって私鉄事業者にこれを大いにやつてもらわなければいかぬというように考えております。もちろん、先生のおっしゃいますように、非常につらい問題でござりますから、今後ともその条件等につきましてはさらに勉強して、これが改善につとめていかなければならぬものだと、このように考えております。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とか、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○政府委員(山口真弘君) 先ほど申し上げました一応検討している部分におきましての今後の工事

費といいたしましては、やはり一千億円程度——一千億弱でございますが、その程度の建設費が要るのと考えております。

○小柳勇君 その金に対しても、こととは、四十七年は、建設公団百二十五億ですか、予算は、一千億弱でござります。

○政府委員(山口真弘君) 四十七年度は百二十五億でござります。

○政府委員(山口真弘君) 一千億に相当する工事はいつやるんですか、残りの工事は。

○政府委員(山口真弘君) これは来年度以降工事費をふやしまして、そして早急にやつていかなきやならぬといふふうに考えております。ただ、現在、来年度以降の工事費を幾らにするかといふことは、ちょっとまだ申し上げる段階ではないわけですが、ございますけれども、いずれにいたしましても、今年度は制度の初めでござりますので、百二十五億でございますが、来年度からはこれをふやしまして、そして建設を促進していくなければなりません。そこで、どうふうに考えております。

○小柳勇君 冒頭に、提案理由の中の文章を読み上げました。この大都市間の交通は緊急の課題である。それを、いま頭の中にあるだけでも一千億あればできるわけですね。それが百二十五億しかことしは計上してありませんと、あと残りはい、

つかかるのかまだ計画がございませんんで意味ないじやないかと思うわけです。一体それじゃ国民はどうして通勤をするか、通学をするか。だから、

○小柳勇君 来年度百二十五億の予算がありますが、これも着工いたしまして何年かかるわけでしょうか。実態はどうでしようか。

○参考人(篠原武司君) 本年度を入れまして五年

が、これも着工いたしまして何年かかるわけ

します。その間に住む人はいまの五年間どうしようとやつてもらわなければいかぬといふふうに思ひます。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○政府委員(山口真弘君) 先ほど申し上げました一応検討している部分におきましての今後の工事

て、私ども残念ではございましたけれども、初めてのあれでござりますので、百二十五億しか獲得できないでまことに残念でございます。来年はできるだけひとつ御鞭撻をいただきまして、多くの

そういうふうな予算を取りまして、そうしてできだけ早く完成をねえたい、こう思う次第でござります。そういう点におきまして、特にまた御鞭撻をお願いしたい、こう思う次第でござります。

○小柳勇君 鉄建公団總裁に質問いたしますが、いま、たとえば来年一千億の予算が計上されたといたしますと、その場合に短時間にやらなければ、大都市間の国民生活はたいへん窮屈、困難ですね。一千億の予算ができるといたしまして、工事の期間はどのくらいでいくものでしようか。

○参考人(篠原武司君) 実際にまだ検討いたしておりますが、まだ五年前けれども、大体こういう程度の工事で

逆に申し上げたいと思います。四十六年度の開業の分は、まだ營業係数が精査できておりませんので、四十五年度の竣工で申し上げますと、吾妻線、これが収入が七百万で経費が千七百万、収支係數二四二でござります。角館線、四十五年十一月にできておりますが、これが収入二百万で経費千二百萬、七二七の収支係數でござります。四十五

年でござります。それから岡多線、これが四十五年の十月にできておりますが、これが収入二千四百万に対して経費三億七百万、収支係數が一三〇二でござります。中村線、四国でござります

が、これが収入五千三百萬で経費が一億二千三百萬、収支係數二三二、鹿島線が収入が五千三百萬で経費が四億六千八百万、収支係數八七六、こう

いう数字が出ております。根岸線は収入が十七億三千五百万、経費が二十一億三千九百万、一二三の収支係數でござります。それから盛線、これが

収入八百万に経費千六百万、一九二の収支係數

でござります。その団地に住む人はいまの五年間どうして通勤をするか、通学をするか。だから、

○小柳勇君 運輸大臣、どんどん住宅団地ができるんですから、三年なら三年で突貫工事やるよう

うかといふ苦労ですね、これは不安ですね、生活が、こんなこそ、この際、この法律も改正になると、このように思ひます。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○政府委員(山口真弘君) さつき言われました複々線工事とか、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

竣工日途としてやりたい、こういうことを事務当局に言つておる次第でございまして、さらに鞭撻さしてまいりたい、こういうふうに思う次第でござります。

○小柳勇君 國鐵總裁に質問いたしますが、新線建設が毎年一線、二線完成いたしました。最近も二線開通いたしましたが、經營成績あるいは營業係數など御説明願いたいと存ります。

○説明員(長浜正雄君) 最近建設しました線から

逆に申し上げたいと思います。四十六年度の開業の分は、まだ營業係數が精査できておりませんので、四十五年度の竣工で申し上げますと、吾妻

線、これが収入が七百万で経費が千七百万、収支係數二四二でござります。角館線、四十五年十一月にできておりますが、これが収入二百万で経費千二百萬、七二七の収支係數でござります。四十五

年でござります。それから岡多線、これが四十五年の十月にできておりますが、これが収入二千四百万に対して経費三億七百万、収支係數が一三〇二でござります。中村線、四国でござります

が、これが収入五千三百萬で経費が一億二千三百萬、収支係數二三二、鹿島線が収入が五千三百萬で経費が四億六千八百万、収支係數八七六、こう

いう数字が出ております。根岸線は収入が十七億三千五百万、経費が二十一億三千九百万、一二三の収支係數でござります。それから盛線、これが

収入八百万に経費千六百万、一九二の収支係數

でござります。その団地に住む人はいまの五年間どうして通勤をするか、通学をするか。だから、

○小柳勇君 さつき言われました複々線工事とかも、都心乗り入れの新線建設あるいはニータウン新線など、全部必要なものといますぐもるといなしますならば、金額は総額どのくらい必要なんですか。

そのうちの路盤未着工が十線、路盤着工が三十一

線でございます。

○小柳勇君 これらの線も完成いたしますと、經營はいま読み上げられたように、たいへん苦しい

赤字経営ではないかと思います。だから鉄建公團は苦労して線路をつくりまして、國鉄のほうもこれを引き受けて經營することを喜んでおられていないのですね。同じように、私鉄の、これは都

市間の交通としても、赤字については、そうです対しては、政府があと少しやつぱりめんどう見なければならぬと思いますが、いかがでしょう。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) その点につきましては、一般的の納税をしていただからどのくらいの負担をしてもららか、一般的の利用者からどのくらい負担してもららかという割合の問題となつてくると思う次第でございます。やはり一番の大切な都市交通の足でございますから、いまの傾向をいたしましては、お説のとおり、相当多く国のほうにおきまして助成の方向に進んでいかなくてはならぬ、こういふうに考へておられる次第でござります。

○小柳勇君 そういうところに、根本的な國鉄再建論とか、あるいは私鉄援護論が出てこなければならぬと思うんですね。で、この足を確保するということは国民生活に一番大事なことでありますから、政治の大きな課題であります。だから、線路をつくつてやるんだからあとはひとつうまく運営しなさい、借金は年賦償還しなさいだけでは、法律をつくりましても意味がないんじやないかと考えるわけです。しかし、いま、この法律、これは一步前進だとして私も受けておりますから、この議論をまた別の機会でやりますけれども、そういう気がいたしました。

そこで、私鉄のほうから——いまさつき運輸省

で言われました、私鉄のほうからこれの建設を許可願いたいといふ認可申請が出てくるわけで申し上げましたが、先ほど申し上げましたように、いまさつき鐵監局長がわかれました、全部のほうから出でてくる可能性あるわけですか、認可申請。

○政府委員(山口真弘君) これは先ほどいろいろ線につきましたが、先ほど申し上げましたようないまさつきましては、いずれも当該地域をその私鉄が担当いたしております、建設、運用している地域でございます。したがいまして、たとえば、その線が非常に複雑をしてまいりまして、もうお客様も乗れないような状態になつたという場合に、複々線化をいたしまして輸送力増強をしなければいかぬわけでございます。また、私鉄も当然そういう場合にこれを何とかしなきゃならぬという気持ちを持っておるわけでございまして、したがいまして、これについては自分がかりに直接輸送力増強工事をやるなら別でございますが、やらない場合には、当然、國の助成のあるところの鉄道建設公團にやつてもららかといふうことに相なるわけでございます。ニーダークーン新線につきましては、これが当然、将来、私鉄としても同様でございまして、現在、私鉄がこれに対応する免許申請を出し、免許を受けておるわけでございまして。したがいまして、これは当然、将来、私鉄としてもやらなければならぬといふうに考へて、いよいよ次第でござります。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 昨日の本会議におきまして、国会から代表がお入りになつて新線建設につきまして、いろいろの御審議をいたらくといふことは、この建設審議会ができましたときにやはり国会

議員は國の最高機關であり、國民の代表だ、そういった点におきまして、地方開発の点につきまして、一番、十分に御理解もあるし、そういうた

めでござりますので、政府として、いまいろいろの見解を申し述べるという筋合

れたと思う次第でございます。それはいろいろの観點があるだらうと思いますが、國会自身のお考

えでござりますので、政府として、いまいろいろの見解を申し述べるといふうに考へます。

○小柳勇君 昨年の六月に只見線が開通いたしました。これはそのときの絵はがきでござりますけれども、この全通期成同盟会の会長が現在の通産大臣田中角榮さんなんです。その人からいただ

たように、非常に懷妊期間が長いために、その建設が進んでおらぬわけでございまして、したがい

まして、國の助成と相まらずして、この申請を待つて、この建設がなされるといふうに考へておられます。

○小柳勇君 國鉄のほうで新線建設をいやなため

に、もう竣工近くにありながら完成してない線がござります。まあ政治路線といいましょうか、先

般完成いたしました線などは、非常な赤字であるにもかかわりませず、完成しているところもあり

ます。したがつて、これは建設審議会にけちをつけるものじゃありませんけれども、建設審議会に

ちゃんと衆議院、參議院、政治家はちゃんと入れるようになつていますね。特にその会長は自民党の総務会長といふことになつてゐる。あるいは自

民党的三役が入るような習慣になつてゐるようですね、名簿が出ておりますけれども。この政治路

線に対する批判がきびしいときに、この建設審議が担当いたしておられましたとおり、政治路線はあっては絶対な

うんすけれども、大臣どうでしょう。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 昨日の本会議におきまして総理からも御答弁ございました。私も答弁いたしましたとおり、政治路線はあっては絶対な

うぬと思います。政治路線の認可は絶対しないつもりで、私も真剣に運輸行政に取り組むつもりでござります。これははつきり申し上げておく次第でござります。

ただ、問題の新線と闊散線の問題でござりますが、これはもう専門家の先生に私がこんなことを申し上げるのは恐縮でございますが、闊散線と私ども将来認定をしたいと思っておりますのは、す

べにその地方がいろいろの経済事情その他によりまして人口が激減いたしまして、輸送需要も非常に変わつてしまつました。また、その地方におきましていろいろの社会構造の変化によりまして、

また環境整備によりまして道路も整備する、代替の輸送機関でもつて十分やつていける、國民經濟の見地からいたしましても、むしろ費用のかかる

鉄道運営よりもバス運営で十分やつていけるといふようなものは、これはどうしても、幾ら國鉄に鄉愁を地方の方がお持ちいただく——あるいはない

ことでございますが、お持ちいただきても、その点は國民經濟から御納得いただきまして、それはひ

とつ撤去をしていただきまして、むしろ経費のかからないものでやつてもららう。ただ、新線につきましては、地方線でございましても、将来におきまして、たとえば、これからいろいろのいまの開発計画がござります。港湾におきましても五大

港湾を建設する、これを接点に結んで、ここを拠点とするいろいろな計画がござります。北海道とかいろいろなものがござります。そういうたゞよう

なものが、いま一時は、当面におきましては赤字でございましても、将来は、これは開発の拠点に

なる、将来におきましては鐵道としての特性を十分發揮できる、こういったようなものにつきまし

ますよ、ここは赤字線で廃止になりますよと。そ

ういう矛盾をちゃんと直さないで運賃値上げなどと言つても納得できませんというわけですよ。運

輸大臣いかがでしよう。

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 昨日の本会議におきまして総理からも御答弁ございました。私も答弁いたしましたとおり、政治路線はあっては絶対な

うぬと思います。政治路線の認可は絶対しないつもりで、私も真剣に運輸行政に取り組むつもりでござります。これははつきり申し上げておく次第でござります。

ただ、問題の新線と闊散線の問題でござりますが、これはもう専門家の先生に私がこんなことを申し上げるのは恐縮でございますが、闊散線と私ども将来認定をしたいと思っておりますのは、す

べにその地方がいろいろの経済事情その他によりまして人口が激減いたしまして、輸送需要も非常に変わつてしまつました。また、その地方におきましていろいろの社会構造の変化によりまして、

また環境整備によりまして道路も整備する、代替の輸送機関でもつて十分やつていける、國民經濟の見地からいたしましても、むしろ費用のかかる

鉄道運営よりもバス運営で十分やつていけるといふようなものは、これはどうしても、幾ら國鉄に郷

愁を地方の方がお持ちいただく——あるいはない

ことでございますが、お持ちいただきても、その点は國民經濟から御納得いただきまして、それはひ

とつ撤去をしていただきまして、むしろ経費のかからないものでやつてもららう。ただ、新線につきましては、地方線でございましても、将来におきまして、たとえば、これからいろいろのいまの開発計画がござります。港湾におきましても五大

港湾を建設する、これを接点に結んで、ここを拠点とするいろいろな計画がござります。北海道とかいろいろなものがござります。そういうたゞよう

なものが、いま一時は、当面におきましては赤字でございましても、将来は、これは開発の拠点に

なる、将来におきましては鐵道としての特性を十分發揮できる、こういったようなものにつきまし

ては、これはやはりこの新線を建設いたしまして、しかも、それが既存の鉄道網といろいろ連絡をするこによりまして鉄道網の形成にも役立つというようなものはやつていかなくちゃならぬ。そういうようなものはやはり鉄道の特性と申しますが、大量輸送機関としての鉄道の特性といふものを十分備えているかどうかといふことが一番の私は判断の基準であらうと思う次第でござります。これ

を私は厳格に守つて、そして国民の皆さまの御非難を受けるないようにやつてしまいたい、こういふ

ふうに思つておる次第でござります。
○小柳勇君　この点についての国鉄総裁の見解を
聞いておきたい。

○説明員(磯崎教君) 私のほうは非常に赤字が多く皆さんに御迷惑をおかけいたしておると思ひ

ますが、いま大臣がおっしゃったように、私ども
のほうの二万数千キロの中ではやはりすでに鐵道と
しての生命を失つてしまつた、そしてトラックな

りバスなりでもつて十分輸送の目的の達成できるものは、これはやはり私は時代の進歩とともに鉄

道をやめて他の交通機関に移っていくということ
が妥当だと思います。先ほど建設公団の総裁が三
十七線廃止いたしますというふうに言わわれまし

た。私はあなたが三十七線全部やめろといふ気持ちは持っておりません。三十七線の中でも、いま

大臣がおっしゃったように、まだあと五十年やそこらで、こらは国民の足としてお役に立つだけの交通網を形成するものもあると思うのです。そうでなしに、

やはりまあいわば盲腸線のようになつてしまつてゐるものもある。だから、私どもの立場から申

しますれば、三十七編の中をもう一層徹底的に再検討して、そのかわり要るものは早くつくる、そしてもう役に立たないものはやめる、この英断を下す

ぜひお願いしたいということを何べんも申し上げておりますし、いま大臣もおっしゃったように、

どうしても重点的にやるべきだというふうにござ
しゃつておりますので、私はあなたがち——全部A
B線をやると極端なことを申したことはない

て、ほんとうにその中でも未来——未来と申しましても百年先じやなしに、まあ五十年ぐらいいは国民の交通網として役に立つものならばこれは早くつくるべきだ、いまのように総花式に予算をばらまいていたのでは何十年たってもできない、これではしようがないので、ほんとうに交通網を形成するというものであるならば、予算を重点的に入れて早くつくる、そういうものはやめるといふことで、非常に大きい問題だと思います。それをなぜか政府が御決断を願えれば一番つけこうじやないかと、こういうふうに思つております。

ちませんと、これから昭和六十年を目標にする新全総で、人の動きも物の動きも完全に見通し暗いのではないか、輸送できないのではないか。これ

は先日も論議したとおりです。したがいまして、隣の線では赤字線でも建設中で、こちらの線は、

この線がいいのにかかわらずそれを廃止するということ、そういうことがありますと、皆さん方も納得できないので、早急に整理をしてもらいたい

○國務大臣(丹羽喬四郎君) ただいまの御意見の
と思ひますが、大臣いかがでしよう。

とおりでございまして、私どもやはり合理的にこれらの方を十分関係当局と協議をさせまして、合理的に国民の納得のいくよきな路線の建設に邁進いたしました。

進したい、こういふうに思う次第でございまして、何よりもやはり国民の皆さまの御納得のいく

運輸行政といらうものがあらゆる問題の一番の基礎だございます。私はそういう点から見まして、いま御質問のございました際に沿いまして、早急に

それらの点につきまして具体的に態度を決定させ
る、こういうつもりでおります。

○小柳勇君 鉄道を建設するには建設審議会にかかるてちやんと予定線なども表にきておりますが、発上する場合は国鉄の諮問委員会から認申が

出たくらいで、公的な審議会などというものはないようですが、国鉄から申請が来るから運

○政府委員(山口真弘君) との点につきまして
輸大臣がこれをお受けける、これだけで済むもの
でしょうか。どうです、大臣。

は、国鉄から廃止すべき路線の申請がございまして、場合には、運輸省といたしましては運輸審議会

に諮問をいたしまして、運輸審議会で審議の上、
これの廃止が適當であるというような答申がござ
いました場合によ、その決定を尊重いたしまし

て、運輸大臣が廃止の決定をする、こういう手続になつております。

○小柳勇君 そうしますと、鉄道建設審議会と運輸審議会が一緒に一堂に集まりまして、建設線をどうしようとか、廃止線をどうしようかといふよ

うな人や親類の心をもれなく抱いてゐる。

○政府委員(山口真弘君) 鉄道建設審議会は、今後建設すべき鉄道の申請に関する事項を処理するということだと思います。それで、現実の廃止すべきものにつきましては鉄道建設審議会には諮問は別にいたしません。運輸審議会——運輸大臣の諸問題でございます。運輸審議会に諮問いたしまして、運輸審議会の意見を尊重しまして処理する、こういうこととござります。

○小柳寅君 さつきも いま具体論を私言つていいわけじゃなくて、手続を言つていいわけです。矛盾した建設線の隣に赤字廃止線があるのを整理しなければならぬ。それには鉄道建設審議会で予定をつくておりますから、これは簡単に運輸大臣もこれを消すことはできないでしょ、建設審議会で一応きましたものは、今度は、赤字廃止のほうは運輸審議会でやりますね。そのつながりがつかぬのではないかと思うわけです。その点はどうですか。

○政府委員(山口真弘君) 鉄道建設審議会は新線建設に関し必要な事項を調査、審議するというところでございますから、当然、その新線建設をする路線を決定をしていくということについては、社会情勢あるいは交通網の情勢といふようなものを考え合わせてそれの決定をしていくということに相なるわけでございます。ただ、具体的な問題といたしまして、この廃止路線につきましては鉄道建設審議会の議を経るといふようなことでなしに、これは個々具体的な路線の姿といたしまして、個々具体的な路線といたしましてこれをかけまして、そしてこの路線が、たとえば代替交通機関がどうであるとか、輸送上の必要性その他はどうであろうとか、あるいは道路の整備状況はどうしましては、いわば別の制度でございます。具体的な路線については運輸審議会がきめてまいるということになります。したがいまして、制度とい

○小柳勇君 具体的な問題、この問題で少し話を煮詰めていきたいと思いますが、時間も少ないので……。ただ、さつき大臣おっしゃいましたが、治路線などといふものはあるべきではない。この点は私も肝に銘じておきますから、今後そういう圧力——権力を持つ者が建設審議会の会長にあるからこの線は廃止をするのだというようなことはありませんようにしてもらわないと運営たつて困ります。そういうことでちゃんと私のあれに入れておきますから、運輸省全体としてちゃんとしていっていただきたいと思います。

それから建設公団総裁に、現在の建設公団の予算なりあるいは経営状態なりについて御説明を願いたいとござります。

○参考人(篠原武司君) これはちょっと御質問の意味がどうもよくわからないのですが、四十七年度についてですから、四十六年度まで、現在までのことでございましょうか。

○小柳勇君 現状でいいです。予算規模と仕事、

経営がうまくいくかなどか。

○参考人(篠原武司君) 今年度は建設費として千四百九十八億ございまして、そのうちわゆる地域開発線、つまりA・B線と言っておりますが、こ

れが二百億、それから主要幹線がC線でございま

す、これが二百億、それから大都市交通線、D線でございますが、これが四百十億、それに青函ト

ンネル、海峡線と言つております、これが百十億、

それから新幹線が上越と成田合せまして四百五十億、この海峡線と新幹線については管理費な

ども含めております。それから新幹線の調査費、

これが三億でございまして、それにただいま御審議いただいております私鉄関係の工事費のワクと

いたしまして、百二十五億円計上されておるわけでございます。それに管理費だとか業務外支出とか、あるいは今までの借り入れ金の利子の支払いでござります。それから新幹線の調査費、これが三億でございまして、それにただいま御審議いただいております私鉄関係の工事費のワクと

いたしまして、百二十五億円計上されておるわけでございます。

○小柳勇君 他の委員からも質問しておりました

が、今回私鉄の建設も公団でやられますか、もち

ろん陣容を拡大すればできることでありますか、

返還金、そういうようなものを一切含めましても、総体のワクが二千七億円でござります。

そういうようなことで、A・B線、C線、D線い

ろいろございますが、いま問題になつております

A・B線につきましては、政府の出資金をいただいておりますので、一線当たりの建設費は非常に少

いことになりますので、ワクが線数のわりあいに、四十

一線ござりますので、それに対して二百億円でござりますので、一線当たりの建設費は非常に少

いことになりますので、それからC線——C線

といいますか、主要幹線が九線でございまして、これが先ほど申し上げました二百億円。それか

らD線、大都市交通線は四線で、四百十億円とい

うようなわけでござりますので、D線は非常にお

金もかかりますが、線数は少ないんでございま

す。しかし、東京の外郭環状線を形成いたします

武藏野、京葉、小金井という三線がございまし

て、そのほかに湖西線、琵琶湖の西を走っており

ます湖西線、この四線でござります。現在ABC

D線につきましては相当に仕事が進んでおりまし

て、ほんばち開業の域を迎えております。

それから青函につきましては、今まで調査の段階でございましたが、昨年度、四十六年度から

工事線に指定されまして着工いたしまして、現在

海底部分を請負にかけまして、これから本格的な

大々的な工事が始まるとしている段階でござい

ます。

それから上越新幹線につきましては、これは国

鉄の東北新幹線と時間を同じくして仕事にか

かっておりまして、長大隧道その他、着々といま

工事を進めていたる段階でござります。それから成

田の新幹線につきましては、非常に地元の反対も

ございまして、仕事が思うようにまだ進んでおり

ませんが、何とかして地元の御納得を得、両県の

知事さんにも御了解を得て仕事を進めさせてまい

ます。大体、現在はそういうふうな段階でございま

す。

○小柳勇君 他の委員からも質問しておりました

が、今回私鉄の建設も公団でやられますか、もち

ろん陣容を拡大すればできることでありますか、

返還金、そういうようなものを一切含めましても、総体のワクが二千七億円でござります。

そういうようなことで、A・B線、C線、D線い

ておりますので、これに対する債権の保全

といいますので、一線当たりの建設費は非常に少

いことになりますので、それからC線——C線

といいますか、主要幹線が九線でございまして、これが先ほど申し上げました二百億円。それか

らD線、大都市交通線は四線で、四百十億円とい

うようなわけでござりますので、それからC線——C線

といいますか、主要幹線が九線でございまして、これが先ほど申し上げました二百億円。それか

らD線、大都市交通線は四線で、四百十億円とい

やるようになると、この点がたいへんだとかいう

ような点はございませんですか。

○参考人(篠原武司君) ただいま御審議いただ

ておりまます私鉄関係の工事につきましては、私鉄

にも相当の技術力を持った人がございますし、い

るような準備を進めておると思います。したがい

まして、われわれのほうとしましては、なるべく

少ない人間でこれを管理体制をつくりまして、一

人当たり四億円ぐらいの工事を何とかまかなかつ

いきたいと考えておりますので、そなたくさんな

人間も要りませんし、何とかやれるんじゃないか

といふことで運輸省にお願いしております。

○小柳勇君 これは鉄道局長に質問いたしました

が、建設公団が金を借りまして私鉄をつくりま

す。そうして今度私鉄が運営いたします。さつき

言つたように、軌道部分は大体赤のようであります

が、返済は二十五年間の元利均等償還となつて

いるようありますが、償還についての滞納など

の懸念は絶対ないと、こういふことです。

○政府委員(山口真弘君) 今回の構想は、まさに

差し迫つておられますところの大都市の通勤通学

並びにニュータウン等の新線、地下鉄乗り入れの

新線といふようなものを対象としたおるわけ

でござります。したがいまして、この法律では、

適用の範囲をどうするかといふ問題につきま

は、政令で定める大都市及びその周辺といふこと

にいたしております。それで、とりあえず私鉄

も、いまの法律の目的からいきまして、その政令

といつしましては東京、大阪、名古屋程度のこと

を考えておりまして、これを政令で規定をいたし

ました。これらの大都市及びその周辺をとりあげ

ます。その法律の目的からいきまして、その政令

の保全を私ども考へなければならぬわけでもござい

ます。そうして、それによって公団の經理に穴があくといふようなことがあつては、これは公的な

資金で建設するわけでござりますから、いへんな

ことになりますので、これに対する債権の保全につきましては、当然これは鉄道抵当法に基づく

ところの財團抵当を設定をいたしまして、債権の保全に十分な措置をとるつもりでござります。

○小柳勇君 今度の法律は大都市周辺の高速鉄道ですが、地方のほうの高速鉄道に対しても、将来

こういう考え方で建設するという構想はございます

のか。

○政府委員(山口真弘君) 今回の構想は、まさに

差し迫つておられますところの大都市の通勤通学

並びにニュータウン等の新線、地下鉄乗り入れの

新線といふようなものを対象としたおるわけ

でござります。したがいまして、この法律では、

適用の範囲をどうするかといふ問題につきま

は、政令で定める大都市及びその周辺といふこと

にいたしております。それで、とりあえず私鉄

も、いまの法律の目的からいきまして、その政令

といつしましては東京、大阪、名古屋程度のこと

を考えておりまして、これを政令で規定をいたし

ました。これらの大都市及びその周辺をとりあげ

ます。その法律の目的からいきまして、この法律が目

的とするような通勤通学輸送の必要性、これに対

する救済の必要性、というものが強い場合には、當

然この法律によるところの政令を改正いたしま

す。したがいまして、その意味では、私鉄の事業

にとりましては、建設するまでにつきましては、建設費の調達といふものがなくて済むわけでござ

ります。したがいまして、その意味では、私鉄の事業

にとりましては、建設するまでにつきましては、建設費の調達といふものがなくて済むわけでござ

ります。したがいまして、その意味では、私鉄の事業

にとりましては、建設するまでにつきましては、建設費の調達といふものがなくて済むわけでござ

ります。したがいまして、その意味では、私鉄の事業

にとりましては、建設するまでにつきましては、建設費の調達といふものがなくて済むわけでござ

応見通しながら考えて、ただきたいと思います。

これは一応要望としておきます。

まあ時間がないようでもあります。少し話が大きくなりますけれども、トライアルに新幹線を建設したい、日本からも金を融資するといふことだが、難航しておると、う話をトライアルで聞いてまいりましたが、その後の交渉の経過は、なっていなか、お聞かしたじと思います。

○政府委員(山口真祐君) ブラジルにおきあする新幹線建設の問題で、いかんますが、これは日本の新幹線鉄道といふものが鉄道の特性といふものを最もよく体現をしたといふの施設であるし、世界的に非常な評価を受けておるわけでもあります。

が、ブラジルの連邦鉄道公社で、いかんですが、これがオーサンパウロ間四百七十八キロメートルの既設鉄道の高速電化を計画いたしまして、前に日本政府に対しまして調査を要請をしてまいっております。それで、その要請に基づいて、日本政府から四十三年の四月に専門家五名を派遣いたしまして、予備調査を実施したわけでもあります。

その後、両国政府の間におかれて融資につきましての話し合いが行なわれたわけで、いかんますが、実は、このブラジル側の諸般の事情があるようでございまして、その後、今日まで進展を見ていな」という状況でござります。

○小柳重矩 国鉄技術陣としては何でしょうか、

これは鉄建公団になるかどうかわからせんけれども、技術陣としてはだいじょうぶなんでしょうか、金さえあれば、技術陣としてはだいじょうぶなんですか。

○参考人(篠原武司君) 私のほうから申入の人が一人派遣いたしましたので、その報告を開あわせたところが、現在の鉄道を改良するのがいいのか、新幹線をやるのがいいのか、どちらがいいのかいろいろ議論がありました。まだ新幹線でやるほうがいいといふふうに踏み切ったところ、よしに聞いておりませんので、新幹線をやるよくなります。やはりこれは日本では新幹線については相手みんな、国鉄が公団が一生懸命やつておられるが、

すので、依頼を受ければ当然やれるといふ回答は持つておる次第でござります。

○小柳重矩 もう時間が参りましたから、いたゞめます。が、鉄建公団が出发いたしまして、国鉄の建設をやり、あるいは私鉄の建設をやって、な

お私がさつき申し上げましたような方向で政府

も、この線を建設して、あと赤字になるから喜ばないといふ」とおあります。

本日はこれで質問を終わらせて、あとの点をめんどうを見てやるといふ方向で検討していただくよろしく大臣にお願い申し上げておきたい

と思います。

本日はこれで質問を終わらせて、あとの点をめんどうを見てやるといふ方向で検討していただくよろしく大臣にお願い申し上げておきたい

と思います。

○委員長(木村謙男君) 他に御発言ある方は、

本案に対する本日の質疑は、の程度にござります。

本日はこれにて散会いたしました。

午後六時二十一分散会

別表第二

第七条第一項の規定による車扱貨物運賃表

(1トンにつき)

等級	1	2	3
キロメートルまで	円	円	円
5	198	177	150
10	284	210	190
15	270	242	219
20	307	275	248
25	343	307	277
30	378	339	306
35	415	372	336
40	451	404	365
45	488	437	385
50	524	469	423
55	559	501	452
60	596	534	482
65	632	566	511
70	669	599	541
75	705	631	570
80	740	663	599
85	777	696	628
90	728	728	657

第九条の「第一号を次のよろに改める。

二 コンテナ貨物運賃

第九条の「第五号中、「急行料金及び準急行料金」を「及び急行料金」に改める。

別表第一及び別表第二を次のよろに改める。

別表第一

第四条の規定による航路の普通旅客運賃表

航	路	運賃
青森一函館	600	190
宇野一高松	150	200
仁方一網	370	210
宮島口一宮島	60	220
大畠一小松港	70	1,400
		1,228
		1,272
		1,314
		1,357
		1,400
		1,443
		1,486
		1,528
		1,571
		1,614
		1,657
		1,694
		1,735
		1,770
		1,743
		1,561
		1,409
		1,484
		1,340
		1,523
		1,424
		1,306
		1,270
		1,202
		1,167
		1,236
		1,369
		1,236
		1,270
		1,306
		1,340
		1,375
		1,409
		1,444
		1,479
		1,638
		1,688
		1,735
		1,770
		1,743
		1,561
		1,409
		1,444
		1,479
		1,513
		1,548
		1,583
		1,627
		1,667
		1,707
		1,743
		1,770
		1,806
		1,830
		1,868
		1,887
		1,915
		1,715
		1,753
		1,791
		1,830
		1,868
		1,907
		1,945
		1,756
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		1,806
		1,830
		1,868
		1,907
		1,945
		1,756
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1,826
		2,000
		1,791
		1,617
		1,652
		1,687
		1,722
		1,766
		2,124
		1,983
		1,790
		2,258
		1

480	2,514	2,252	2,033	1,850	8,042	7,203	6,504
490	2,558	2,291	2,069	1,900	8,241	7,381	6,664
500	2,600	2,329	2,103	1,950	8,440	7,559	6,825
525	2,708	2,425	2,190	2,000	8,638	7,737	6,986
550	2,815	2,521	2,276	2,050	8,837	7,915	7,147
575	2,922	2,617	2,363	2,100	9,036	8,093	7,307
600	3,029	2,713	2,450	2,150	9,235	8,271	7,468
625	3,134	2,807	2,534	2,200	9,433	8,449	7,629
650	3,239	2,901	2,619	2,250	9,632	8,627	7,789
675	3,344	2,995	2,704	2,300	9,831	8,805	7,950
700	3,449	3,089	2,789	2,350	10,030	8,983	8,111
725	3,554	3,183	2,874	2,400	10,228	9,161	8,272
750	3,659	3,277	2,959	2,450	10,427	9,339	8,432
775	3,764	3,371	3,044	2,500	10,626	9,517	8,593
800	3,869	3,465	3,129	2,550	10,825	9,695	8,754
825	3,968	3,554	3,209	2,600	11,023	9,873	8,914
850	4,067	3,643	3,289	2,650	11,222	10,051	9,075
875	4,167	3,732	3,370	2,700	11,421	10,229	9,236
900	4,266	3,821	3,450	2,750	11,619	10,407	9,397
925	4,366	3,910	3,530	2,800	11,818	10,585	9,557
950	4,465	3,999	3,611	2,850	12,017	10,763	9,718
975	4,564	4,088	3,691	2,900	12,216	10,941	9,879
1,000	4,664	4,177	3,771	2,950	12,414	11,119	10,089
1,050	4,862	4,355	3,932	3,000	12,613	11,297	10,200
1,100	5,061	4,533	4,093	以 上 50 キロ メートルまで を増すことに	199	178	161
1,150	5,260	4,711	4,254				
1,200	5,459	4,899	4,414				
1,250	5,657	5,067	4,575				
1,300	5,856	5,245	4,736				
1,350	6,055	5,423	4,896				
1,400	6,254	5,601	5,057				
1,450	6,452	5,779	5,218				
1,500	6,651	5,957	5,379				
1,550	6,850	6,135	5,539				
1,600	7,048	6,313	5,700				
1,650	7,247	6,491	5,861				
1,700	7,446	6,669	6,022				
1,750	7,645	6,847	6,182				
1,800	7,843	6,343					

第一項 日本国鉄道財政再建促進特別措置法
(昭和四十四年法律第二十回) の一部を次の
ように改正する。

第一条中「昭和五十三年度」を「昭和五十六
年度」に改める。
第三条第一項中「昭和四十四年度」を「昭和
四十七年度」に改める。

第四条の次に次の二條を加える。

(五賃)

第四条の二 政府は、再建期間中の毎年度、予

算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、
当該年度に相当する日本国有鉄道の事業年度
における工事勘定の支出に充てられるべき資
金の一部に相当する金額を出資するものとす
る。

第五条中「昭和四十四年三月三十日」を
「昭和四十七年三月三十日」に改め、「債権に
関するト」、「政府が」を「利子の額」の下に
「及び同日に付する鉄道債券に係る日本国有鉄
道の債務であつて政府が保証契約をしたものに
関する日本国有鉄道が支払うべき利子の額の合算
額」を戻す。

第七条中「昭和四十四年度から昭和五十七年
度まで」を「昭和四十七年度から昭和六十二年
度まで」と、「昭和四十一年度」を「昭和五十六年
度」に改める。

附則

1. 本法律は、昭和四十七年四月一日から施行
する。ただし、第一項及び第二項の規定は、公布の日
翌日から適用する。

2. 本法律による改正前の日本国有鉄道財政再
建促進特別措置法(次項において「旧法」とい
う。)第五条の規定により政府が日本国有鉄道に
対し貸し付けた長期資金は、この法律による改
正後の日本国有鉄道財政再建促進特別措置法第
五条の規定の適用については同法第三号の長期
資金ではないものとし、同法第六条の規定の適
用については同法第五条の規定により貸し付け
た長期資金とする。

3. 本法第四条第一項の規定により運輸大臣の承
認を受けた再建計画の昭和四十六年度に相当す
る日本国有鉄道の事業年度における実施状況の
報告については、なお従前の例による。

4. 郵便法(昭和十二年法律第二百六十五号)の
一部を次のよう改正する。

第三十一條中「小口扱貨物運賃」を「小荷
物運賃」に改める。

昭和四十七年六月九日印刷

昭和四十七年六月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A